

小山町第4次地域福祉計画

小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画

いきいき
おやま「粹活」プラン

～ 一人一役 全員主役 ～

令和2年度 ≫ 令和6年度



小 山 町

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

はじめに



近年、人口減少や高齢化の進行に伴う地域の共同体機能の脆弱化などにより、個人や世帯の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきています。このため、制度・分野の枠や、支える側・支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がることにより、一人ひとりが生きがいや役割を持って地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

小山町では、平成18年に「小山町地域福祉計画」を策定し、その後、第2次、第3次と改定を重ね、地域福祉の推進を図ってきました。これまで、多くの住民ボランティアや社会福祉協議会をはじめとする関係機関のたゆまぬご努力が、各種相談事業の充実、市民後見人の養成、高齢者への配食や居場所づくりなど、様々な取組みとなって実を結んでいます。

これらに加え、令和2年度からは、個人や世帯の課題を属性に関わらず受け止めることなどを柱とする「包括的支援体制構築事業」を関係機関とともに展開することとしています。この取組みは、町民の誰もが社会から排除されることなく、助け合いながら暮らすことのできる包摂的なコミュニティを創ろうとするものであり、「生んで良し 老いて良し 小山町」のスローガンを具体化し、「住民幸福度日本一の町」を目指す取組みでもあります。

地域福祉に関わる関係者が連携して様々な課題に対応していけるよう、これまでの実践も踏まえ、このたび、小山町社会福祉協議会が策定する第5次地域福祉活動計画と一体的に、「小山町第4次地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画に基づく地域共生社会の実現に向けた取組みの推進に当たっては、地域の主役である町民や関係機関と手を取り合い、協働していくプロセスが不可欠です。町民の皆様方にそれぞれの役割を担っていただきながら、個人・世帯のニーズや変化に合わせ、柔軟に対応をしていく姿勢で地域づくりに臨みたいと考えていますので、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました小山町地域福祉計画推進委員会委員及び同ワーキング部会員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

小山町長 池谷晴一

はじめに



本会ではこの度、令和2年度を初年度とした「小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、令和6年度までの5年計画で、町の地域福祉計画と連携・協働して進める計画となっています。

「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」などを基本とした平成29年の社会福祉法人制度改革が行われてから最初の計画であり、また、この計画終了の翌年は、2025年問題といわれる、戦後のベビーブームの団塊の世代が後期高齢者になる年で、一気に後期高齢者が増えるという時代であり、この計画はそれに対応する地域共生社会を構築していく重要な期間の計画であります。

人口減少、高齢化社会、少子化、核家族化、認知症等が起因する様々な問題が顕在化しています。

町内でも限界集落的な年齢構成の地域も見られるようになり、移動困難者、買い物困難者など日々の暮らしが困難になりつつある地域の実情が浮かび上がってきており、共生社会の構築が急務の状況にあります。

介護保険制度をはじめ、これらに対応する制度も年々拡充されてはいますが、制度だけでは解決できない生活の課題も多くあり、このことを補完する地域の役割もさらに重要化しています。

すでに、高齢者の支援活動や権利擁護活動などのボランティア活動も育ちつつありますが、今後さらにこれらの活動を含めた地域の福祉力を高める必要があります。

住み慣れたところで充実した生活が送れるまち“おやま”をつくり上げていくため、町民皆様のご理解とご協力のもとこの計画を進めてまいりたいと存じます。

令和2年3月

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

会 長 滝 口 正

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定の根拠及び計画に盛り込むべき事項	2
第3節	地域共生社会と地域生活課題	5
第4節	計画の位置づけ・名称・期間	7
第2章	小山町の現状	10
第1節	人口・世帯の状況	10
第2節	子どもの状況	12
第3節	高齢者の状況	14
第4節	障がいのある人の状況	16
第5節	地域福祉活動の状況及び社会福祉協議会の沿革	17
第3章	計画の基本的な考え方	22
	おやま「粋活」プラン 体系図	
第4章	基本計画	24
第1節	福祉の人づくり《人間力》	25
第2節	共生の地域づくり《地域力》	31
第3節	福祉の基盤づくり《福祉力》	40
第5章	計画の推進に向けて	49
第6章	資料編	50
	用語説明	50
	策定経過	57
	小山町地域福祉計画推進委員会設置要綱	58
	小山町地域福祉計画推進委員会ワーキング部会設置要綱	60
	小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	62
	小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会ワーキング部会設置要綱	64
	推進委員会委員名簿	66
	推進委員会ワーキング部会委員名簿	67
	策定合同事務局職員名簿	68

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、町民が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する家族（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、家族を含む地域全体の問題としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」より「現役世代の急減」が問題視されてきます。このため、2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人のつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が進められています。

小山町では、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「小山町第4次地域福祉計画・小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画」を策定し、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指します。

第2節 計画策定の根拠及び計画に盛り込むべき事項

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として以下の5つの事項を一体的に定める計画＝「市町村地域福祉計画」を策定することが努力義務とされています（社会福祉法第107条）。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

従来から策定するとされていた②③④に加えて、改正社会福祉法により地域福祉計画が、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられたことを踏まえ、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。

また、改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び「関係機関との連携等による解決が図られること」を目指すことが規定されました。（社会福祉法第4条第2項）。この理念を実現するために市町村が「包括的な支援体制の整備」に努める旨が規定されています。そこで、地域福祉計画に盛り込むべき事項として「⑤包括的な支援体制の整備に関する事項」が加えられています。

これら5つの事項を踏まえなければ、社会福祉法上の地域福祉計画とは認められないものとされており、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことと定められています。

地域福祉計画に盛り込むべき事項



(全国社会福祉協議会発行「地域福祉計画策定・改定ガイドブック」をもとに作成)

改正社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 地域共生社会と地域生活課題

『地域共生社会』とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

『地域生活課題』とは、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態もしくは要支援状態となることの予防又は要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題をいいます。(社会福祉法第4条第2項)



(厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 資料」より)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

地域共生社会の実現に向けて、「断らない相談・支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの機能を一体的に実施し、包括的支援体制の構築を目指します。

① 断らない相談・支援

介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談・支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談・支援の実施

② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

「断らない相談・支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③ 地域づくりに向けた支援

地域において多様なつながりが育つことを支援します。

- (1) 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
- (2) ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

【新たな事業の枠組み】

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談・支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

(厚生労働省「令和元年12月26日地域共生社会推進検討会最終とりまとめ(概要)資料」より抜粋)

第4節 計画の位置づけ・名称・期間

1 小山町第4次地域福祉計画

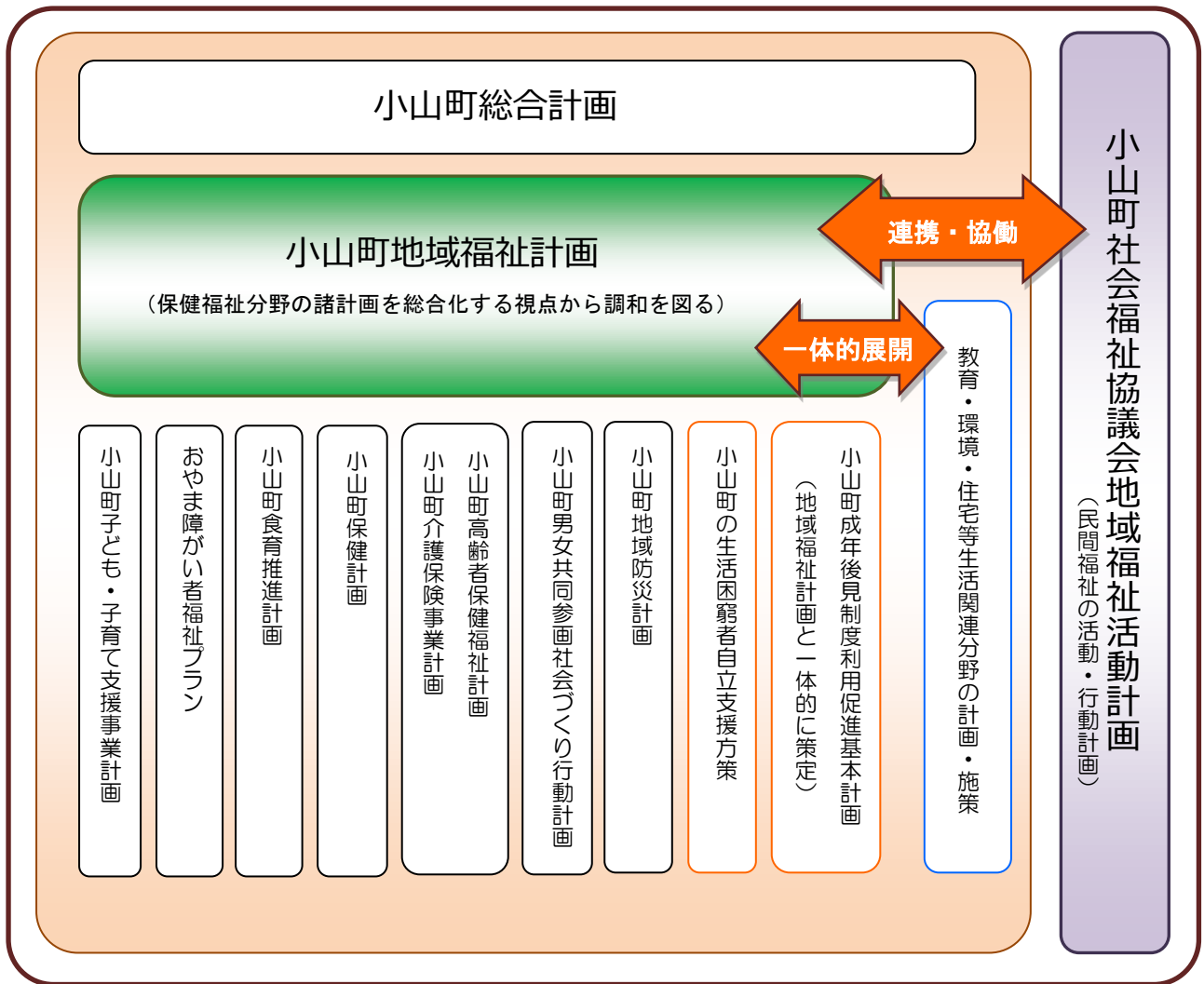
小山町第4次地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する計画であり、高齢者分野、子ども・子育て分野、障害者分野、健康増進分野などの関連個別計画を生活の場である地域を基盤とした視点からつなぐ行政の「福祉関連分野の上位計画」と位置付けられました。施策の展開にあたっては、国及び静岡県の施策等との整合性を図りつつ、「小山町総合計画」をはじめ、「小山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「小山町子ども子育て支援事業計画」「おやま障がい者福祉プラン」「小山町保健計画」「小山町食育推進計画」「小山町男女共同参画社会づくり行動計画」「小山町地域防災計画」等の各計画に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各計画に基づいた施策が地域で効果的に展開されることを推進する役割を果たすものです。

なお、本計画は、生活困窮者自立支援方を盛り込んでいるものであり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

2 小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画

小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられている社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。





3 計画の名称

この計画は、町が策定する「第4次地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「第5次地域福祉活動計画」の協働版です。

この計画の愛称は、町民の皆さんや関係機関・福祉団体及び各種福祉サービス提供事業者、企業等、さまざまな人や組織が持つノウハウやアイデアを出し合い、連携・協働することにより、静岡県小山町らしい福祉のまちづくりにつなげていきたいことから

“おやま^{いきいき}「粋活」プラン” とします。

4 計画の期間

「小山町第4次地域福祉計画」と「小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の理念を相互につなぎ、小山町総合計画の基本構想に示す将来像を実現するために、行政と社会福祉協議会が連携・協働して取り組むべき基本的な施策を明らかにするものです。小山町総合計画をはじめ、関係分野における諸計画の計画期間との整合性を図るため、“おやま「粋活（いきいき）」プラン”の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

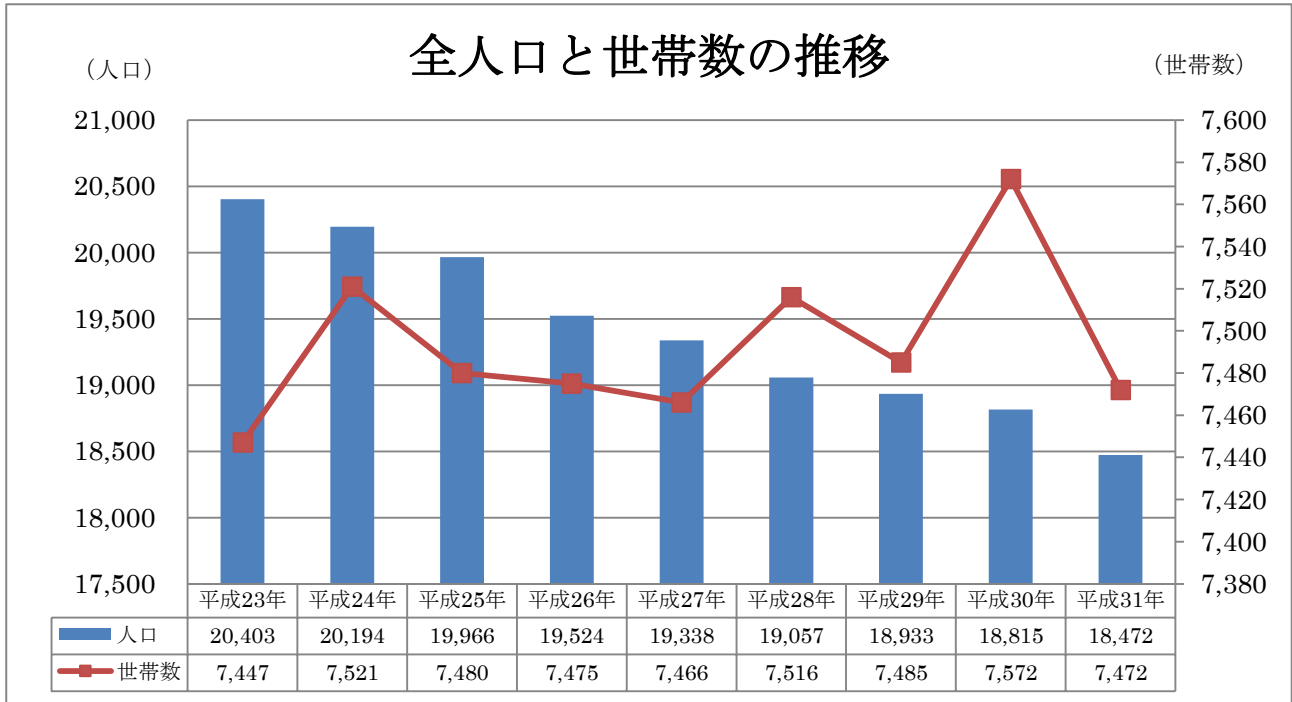
なお、地域福祉を取り巻く社会情勢や、経済・地域の状況の変化を踏まえ、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

年 度	【町】地域福祉計画	【社会福祉協議会】地域福祉活動計画
平成13(2001)		
平成14(2002)		第一次計画
平成15(2003)		
平成16(2004)		
平成17(2005)		
平成18(2006)		
平成19(2007)	第一次計画	第二次計画
平成20(2008)		
平成21(2009)		
平成22(2010)		
平成23(2011)		第三次計画
平成24(2012)	第二次計画	
平成25(2013)		
平成26(2014)		第四次計画
平成27(2015)		
平成28(2016)	第三次計画	第五次計画
平成29(2017)		
平成30(2018)		
令和元(2019)		
令和2(2020)	第四次計画	第五次計画
令和3(2021)		
令和4(2022)		
令和5(2023)		
令和6(2024)		

第2章 小山町の現状

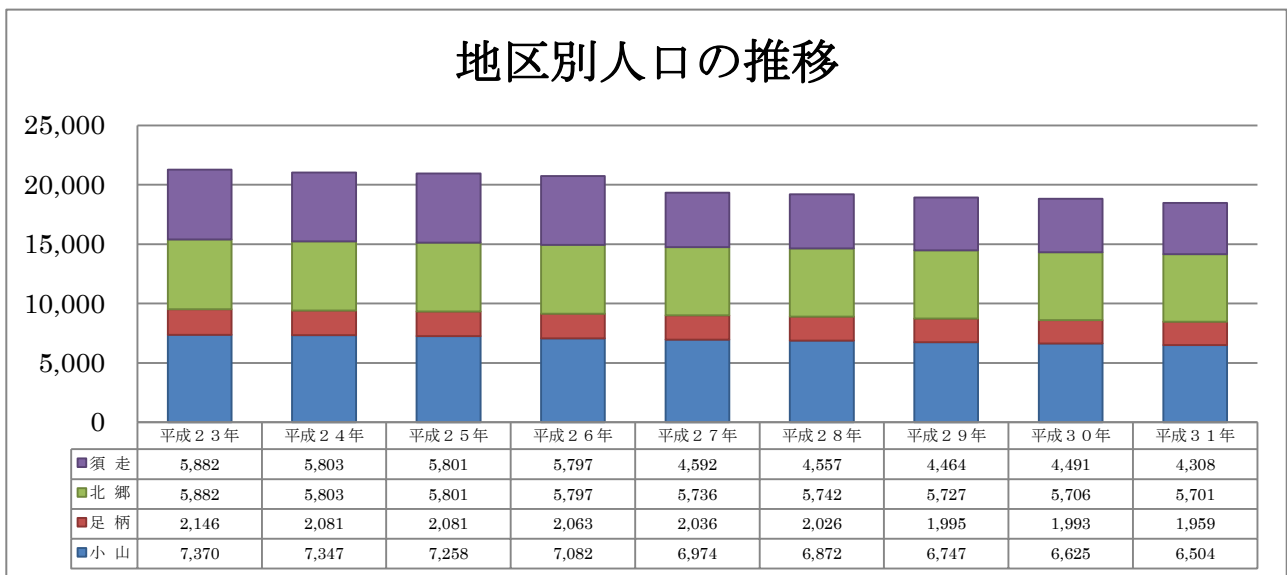
第1節 人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)



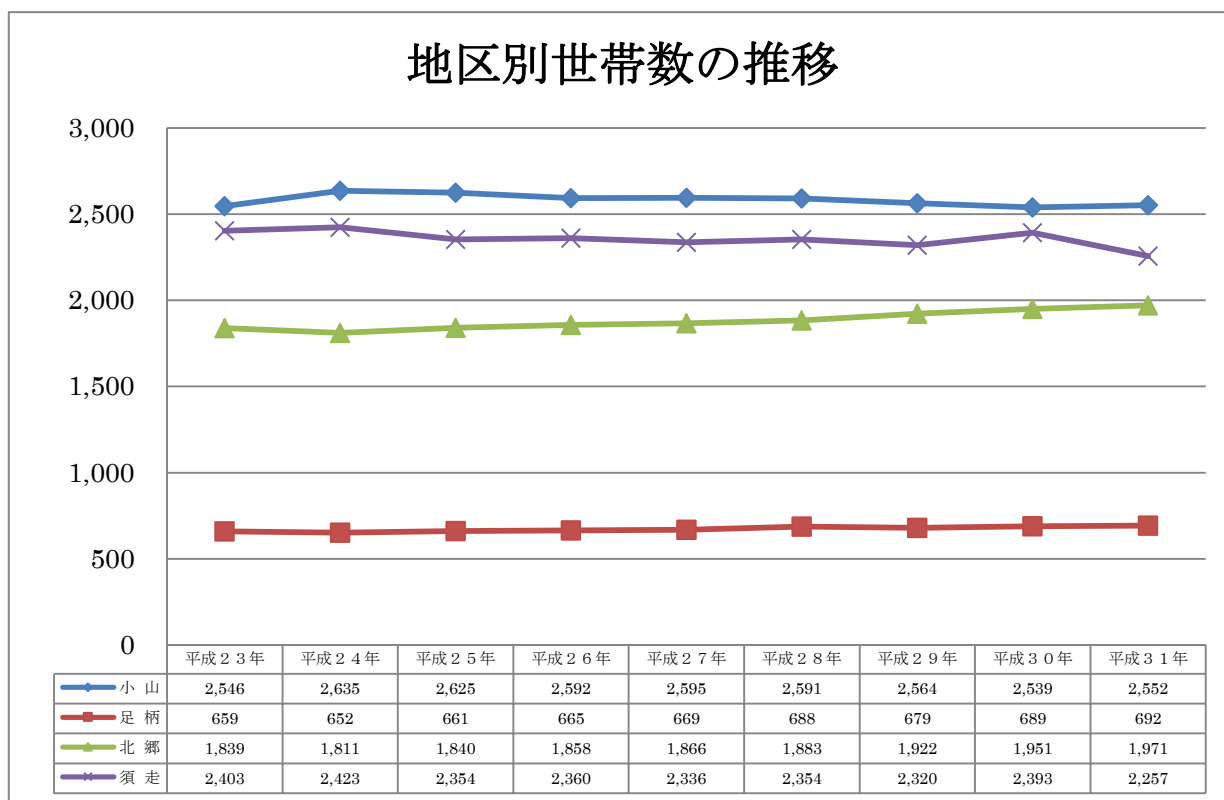
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(単位：人)



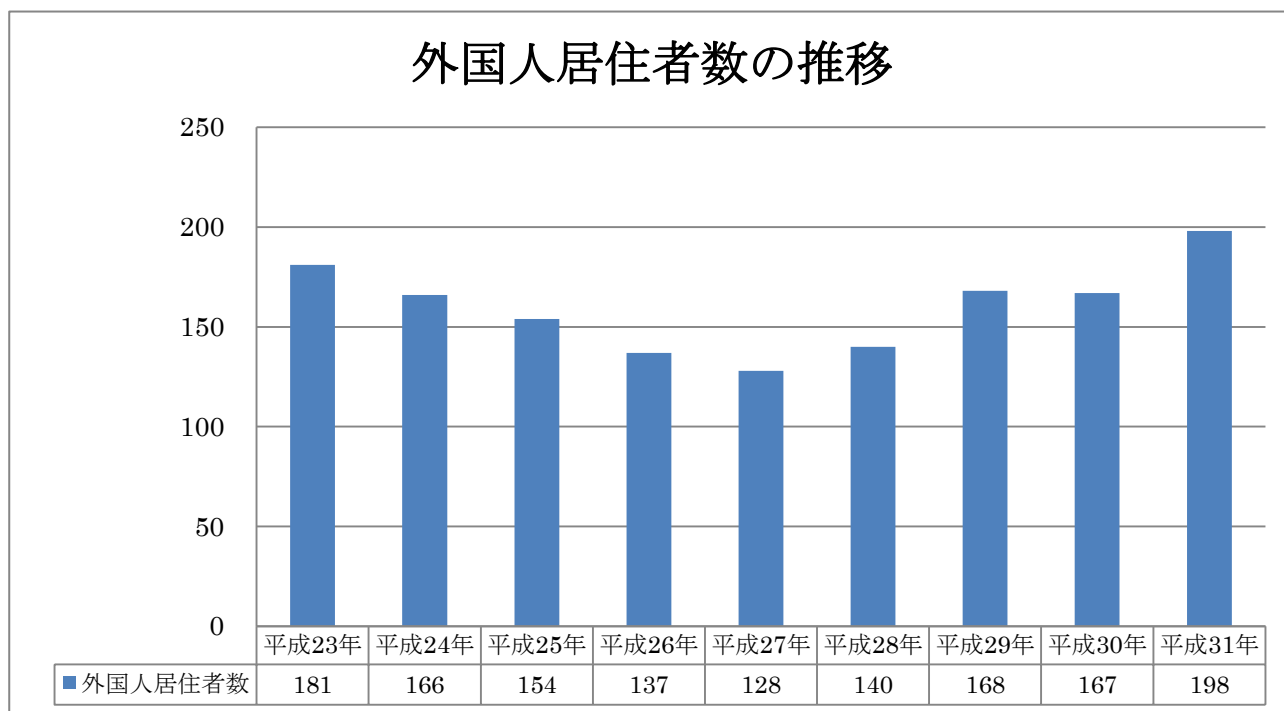
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(単位：世帯)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

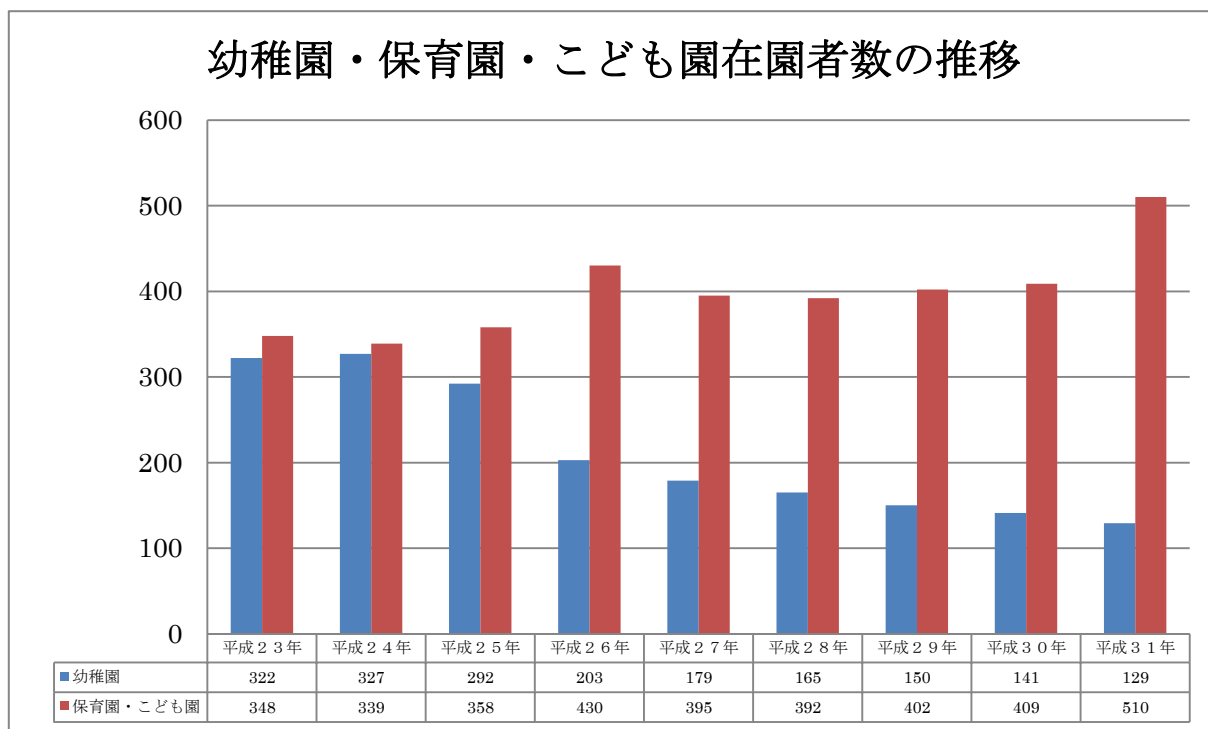
(単位：人)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

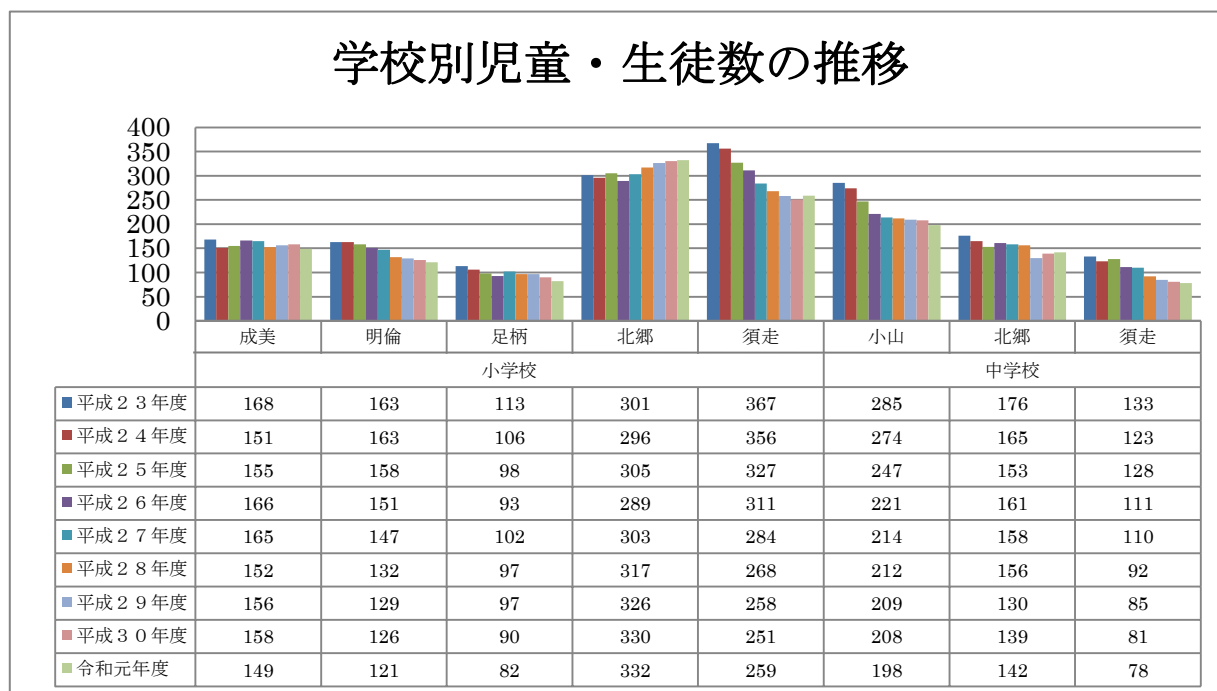
第2節 子どもの状況

(単位：人)



出典：小山町教育委員会こども育成課調べ（各年4月1日現在）

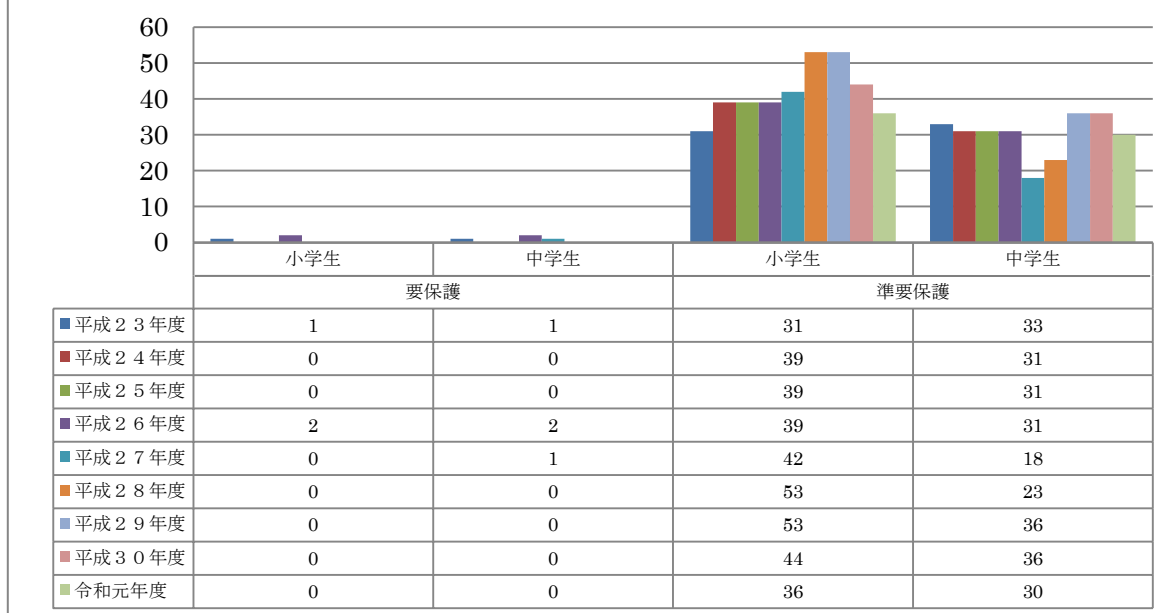
(単位：人)



出典：小山町教育委員会こども育成課調べ（各年5月1日現在）

(単位：人)

要保護・準要保護の児童生徒数の推移

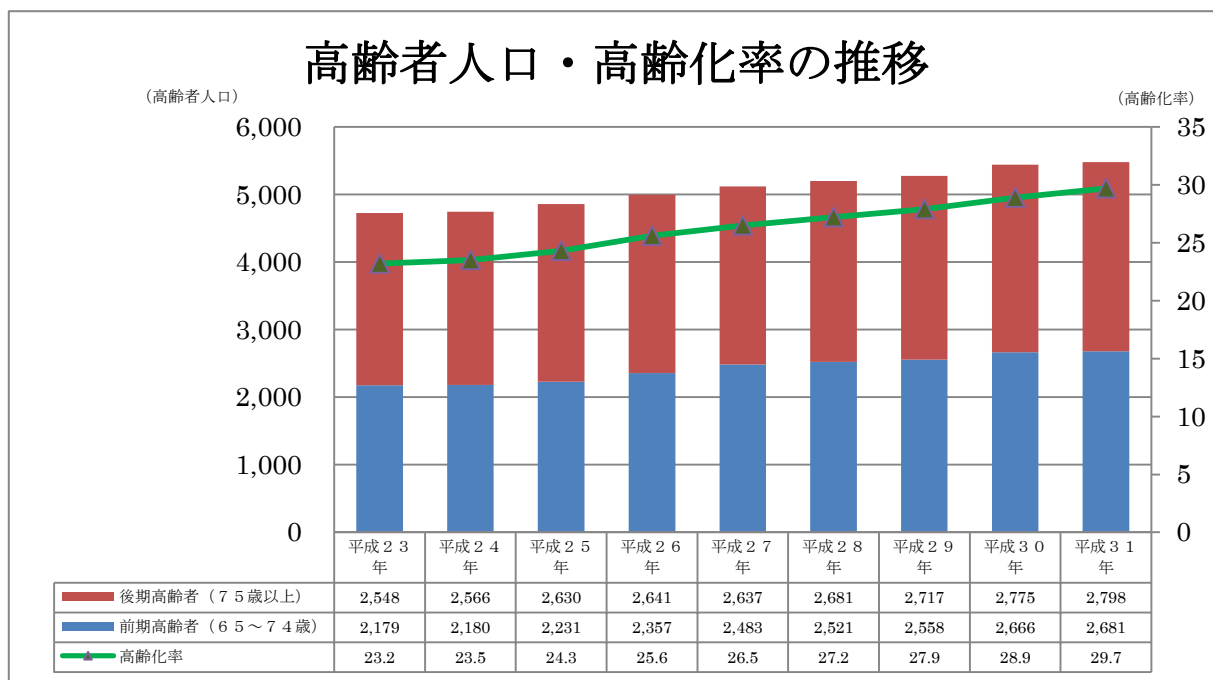


出典：小山町教育委員会こども育成課（各年5月1日現在）



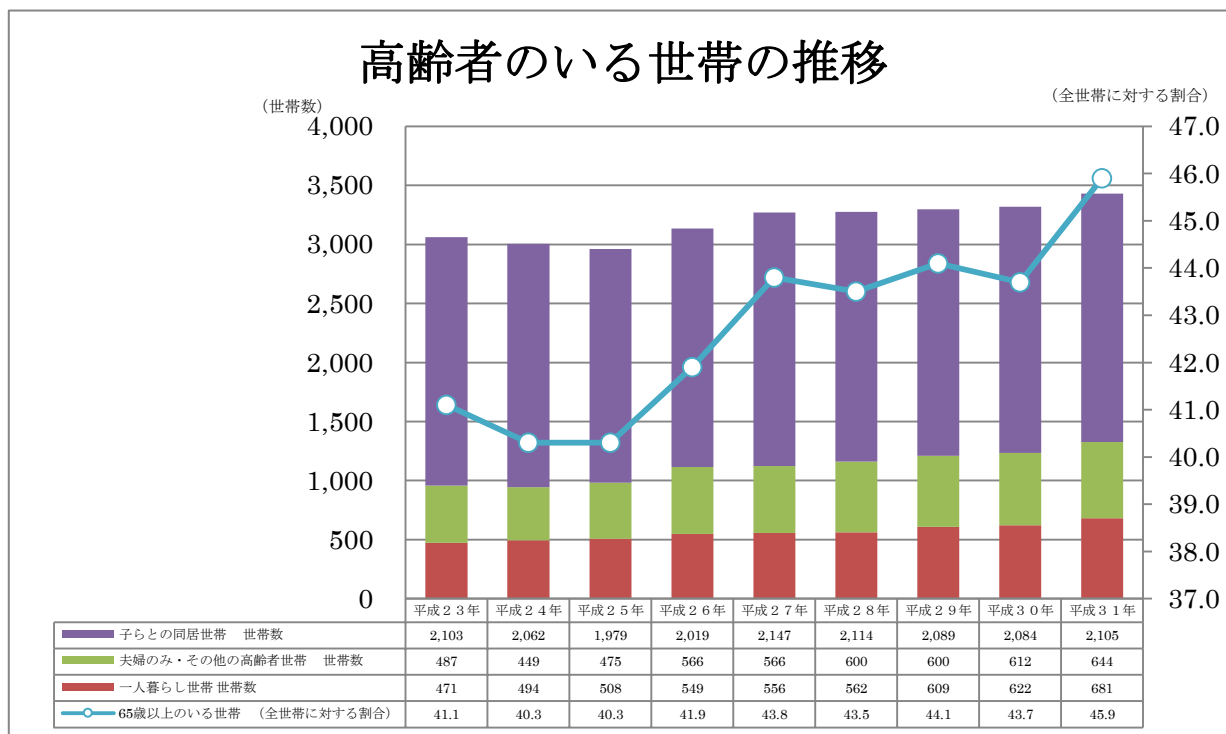
第3節 高齢者の状況

(単位：人・%)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

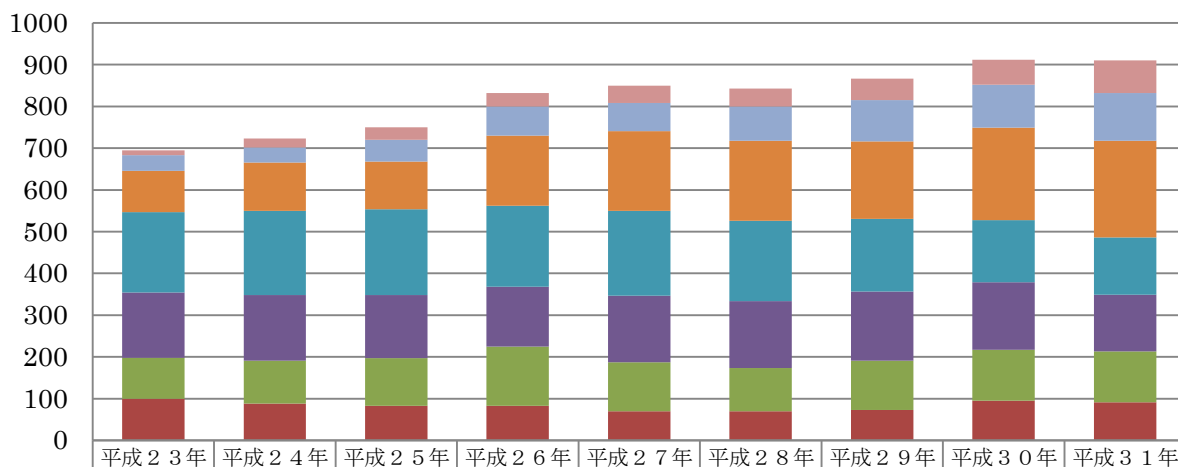
(単位：世帯・%)



出典：小山町住民福祉部介護長寿課調べ（各年4月1日現在）

(単位：人)

要支援・要介護者数の推移

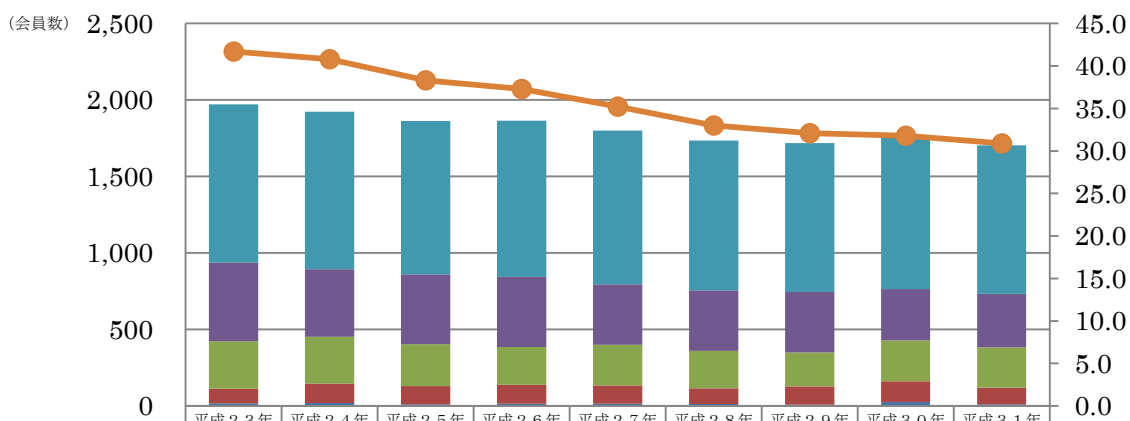


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
要支援1	12	21	30	32	42	43	52	60	78
要支援2	37	36	52	70	67	82	99	103	114
要介護1	99	116	114	168	191	192	185	221	232
要介護2	193	202	206	194	203	192	174	149	137
要介護3	156	157	151	143	160	161	166	162	136
要介護4	98	103	114	142	117	103	118	122	122
要介護5	100	88	83	83	70	70	73	95	91

出典：小山町住民福祉部介護長寿課調べ（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

小山町内のシニアクラブ会員数・加入率の推移

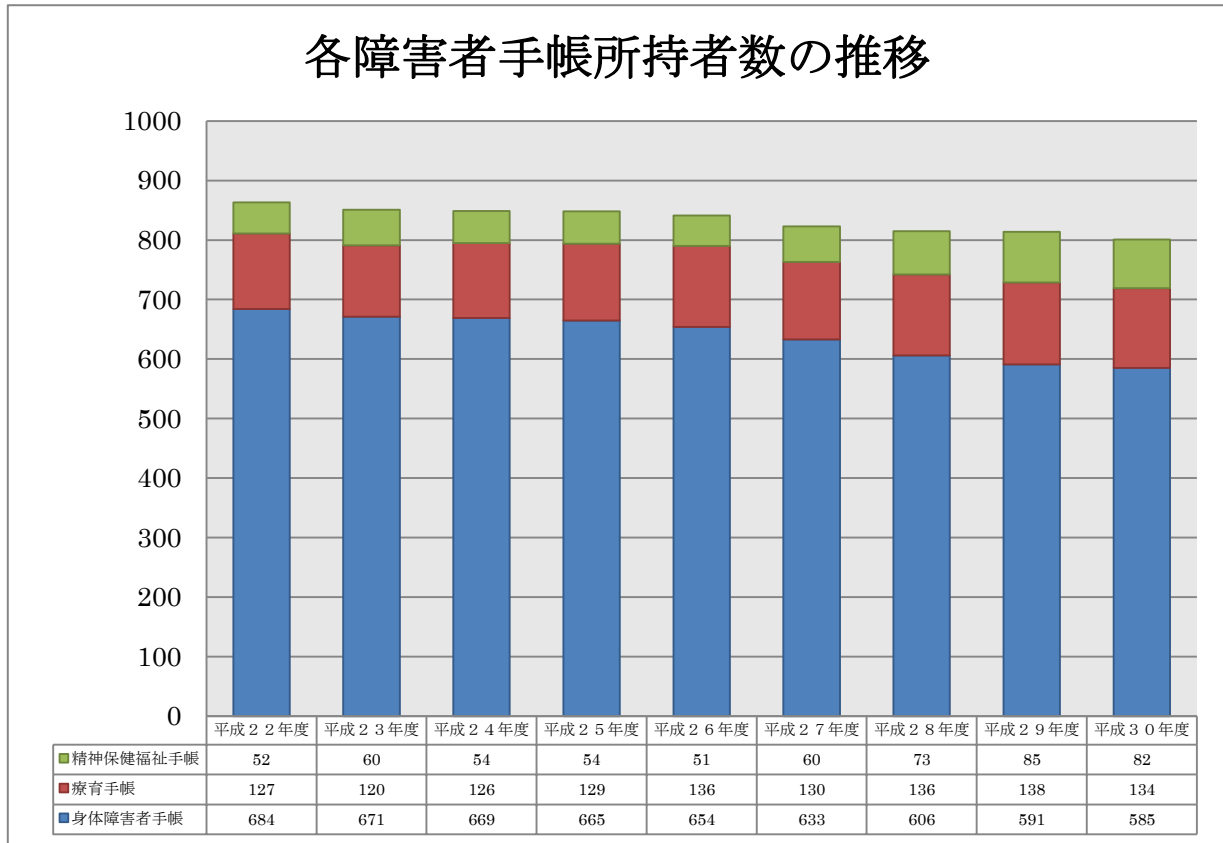


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
80歳以上	1,035	1,030	1,002	1,022	1,003	978	971	990	971
75～79歳	515	441	457	457	396	395	397	335	349
70～74歳	309	305	273	248	266	245	222	269	264
65～69歳	96	128	120	123	118	104	118	136	108
60～64歳	17	19	11	15	16	12	9	25	11
65歳以上人口に対する加入率	41.7	40.8	38.3	37.3	35.2	33.0	32.1	31.8	30.9

出典：小山町シニアクラブ連合会調べ（各年4月1日現在）

第4節 障がいのある人の状況

(単位：人)

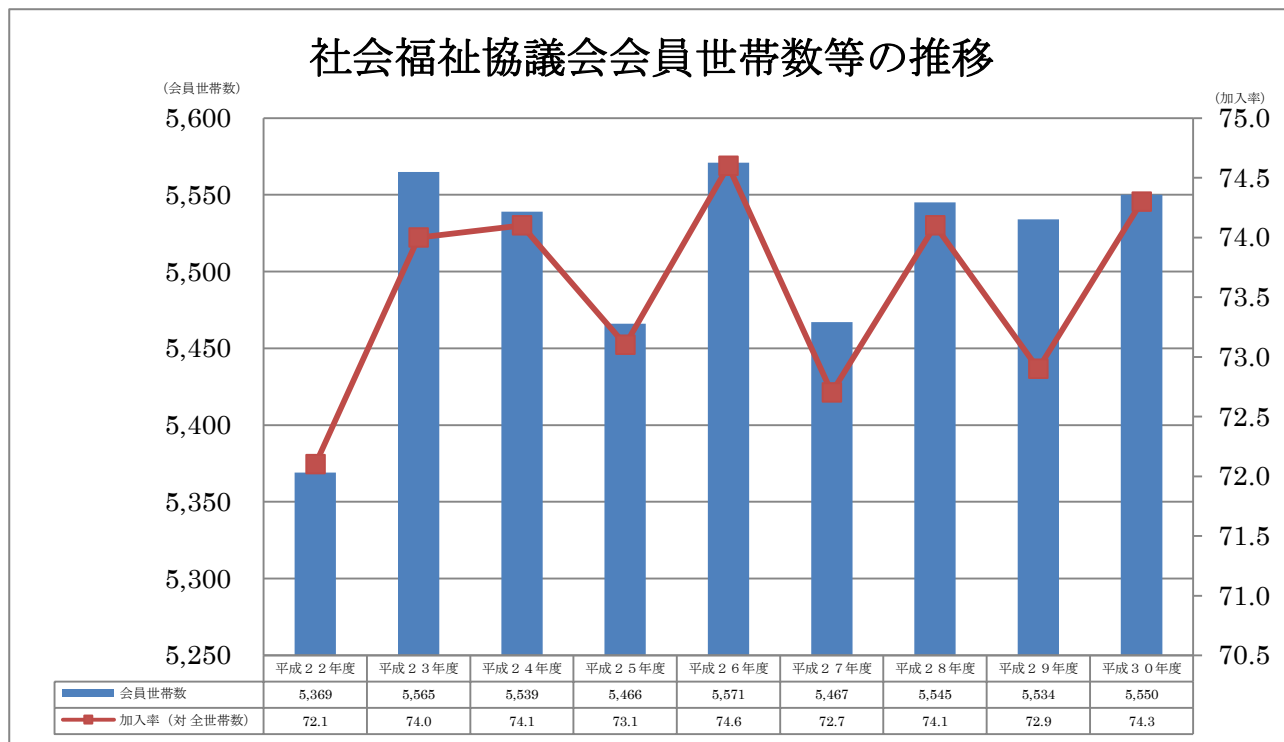


出典：小山町住民福祉部住民福祉課調べ（各年度3月31日現在）



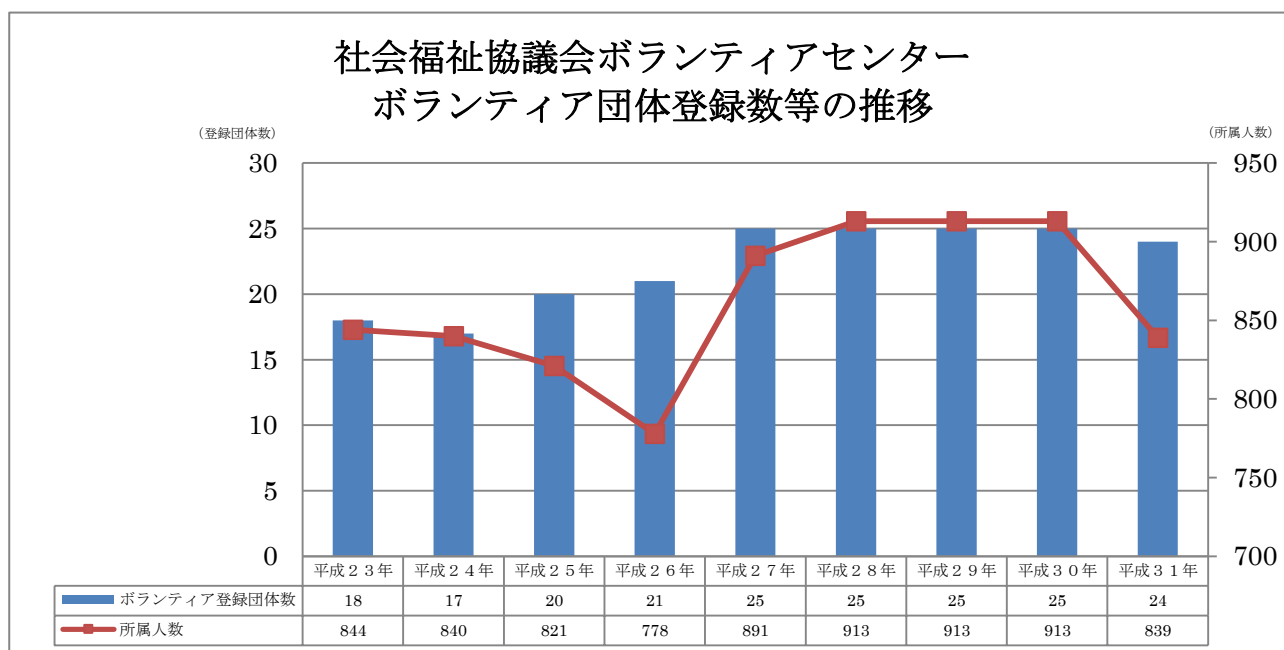
第5節 地域福祉活動の状況及び社会福祉協議会の沿革

(単位：世帯・%)



出典：社会福祉法人小山町社会福祉協議会調べ（各年3月31日現在）

(単位：団体・人)



出典：社会福祉法人小山町社会福祉協議会調べ（各年4月1日現在）

◆小山町社会福祉協議会の沿革

年度	沿 革
昭和 26	役場内に『小山町社会福祉協議会』を設立
昭和 56	『第 1 回小山町ふれあい広場』を開催
昭和 58	『社会福祉法人』として認可を受け、地域福祉推進の中核的組織としての活動を本格化
	福祉活動専門員及び福祉活動専任職員各 1 名を配置
	『家庭奉仕員派遣事業(現 ホームヘルプサービス事業)』を町行政から受託
	各福祉団体の事務局業務を受託 町生活福祉資金貸付制度を開始
昭和 63	『緊急通報システム設置事業』を開始(平成 15 年度～/町から受託)
平成元	北郷中学校が県福祉教育実践校に指定(～平成 3 年度)
平成 3	『朗読ボランティア講座』を開催
	『第 1 回初級手話講座(現 手話入門教室)』を開催
平成 4	中央公民館内に事務所を移転
	心身障害者小規模授産所「ワークホーム・アップル」を設置
平成 5	『ひとり暮らし老人お楽しみ会』を開催
	『寝たきり老人介護者の集い』を開催
平成 6	青少年会館内に事務所を移転
	『社協だより・ほほえみ』を創刊(平成 26 年度の第 107 号を以って廃刊)
	『元気が出る介護セミナー』を開催
平成 7	『ガイドヘルパー訓練教室』を開催
	『ホームヘルパー養成研修 3 級課程』を開催(～平成 10 年度/町から受託)
平成 8	地域福祉活動の支援のためマイクロバス運行を開始
	ボランティア・コーディネーター 1 名を配置
	『ふれあいサロン(茶論)』を開催(平成 14 年度～/町から受託)
	「優良活動社会福祉協議会」として全国社会福祉協議会会長表彰を受賞
平成 9	登録ホームヘルパー制を導入
	『子育て支援アドバイザー養成講座』を開催
	赤い羽根共同募金運動において『使途選択方式・職域募金』を実施(全国初)
平成 10	ボランティアセンター活動事業(国庫補助)実施社協に指定
	成美小学校と小山中学校が県福祉教育実践校に指定(～平成 12 年度)
	『ハンディキャップツアー』を開催
	福祉車両と運転ボランティアによる『外出支援サービス』を開始
	『高齢者・障害者防災訓練』を実施(～平成 14 年度)
	『第 1 回小山町社会福祉大会』を開催
	『ウィンターショートボランティア活動(大人のための短期福祉施設体験学習)』を開催
	『夜間住民懇談会福祉の井戸端会議』を開催(～平成 17 年度)

年度	沿 革
平成 11	小山高校が県福祉教育実践校に指定(～平成 13 年度)
	『第 1 回社会福祉施設・病院職員交流会』を開催
	『精神保健福祉ボランティア講座(こころの健康・街かど福祉教室)』を開催
	『第 1 回ふれあい標語コンクール』を開催
	『地域福祉権利擁護事業(現 日常生活自立支援事業)』を開始
	『ボランティア情報紙(ぼらんていあ・にゅ～す)』を創刊
平成 12	健康福祉会館オープンとともに同 3 階に事務所を移転
	静岡県知事指定・介護保険事業である『居宅介護支援』、『訪問介護』、『訪問入浴介護』、『福祉用具貸与』の 4 事業を開始(福祉用具貸与は平成 21 年度末、訪問入浴介護は平成 23 年度末に事業廃止)
	『障害者ホームヘルプサービス事業』を開始(町から受託) (平成 18 年度から障害者自立支援法指定事業に移行)
	『身体障害者訪問入浴サービス事業』を開始(町から受託)(～平成 23 年度)
	『軽度生活援助事業』を開始(町から受託)(～平成 13 年度)
	『健康福祉会館日常清掃業務』を実施(町から受託)(～平成 19 年度)
	『第 1 回ボランティア福祉教育関係者連絡会』を開催
	『介護保険さわやかアドバイザー訪問相談事業』を実施(県社協から受託)
	おやま福祉便利マップを発行(町商工会との協働事業として静岡第一テレビで紹介される)
『第 1 次小山町地域福祉活動計画(実施期間;平成 13～17 年度)』を策定	
平成 13	明倫小学校が県福祉教育実践校に指定(～平成 15 年度)
	『ジュニア福祉スクール』を開催
	『災害時ボランティア本部立ち上げ訓練』を実施
	共同募金会小山町支会が『共同募金運動奉仕者功労』として厚生労働大臣表彰を受賞
	『介護保険円滑化サポート事業』を実施(県社協から受託)
平成 14	町福祉教育実践校助成事業を開始(北郷小学校及び須走中学校を指定／～平成 15 年度)
	『介護認定調査業務』を実施(町から受託)
	『パークゴルフ場管理業務』を実施(町から受託)(～平成 19 年度)
	『宅老所・ひだまり』を空き店舗を活用して開設(商店街との協働事業では全国初)
	『災害時ボランティア・コーディネーター養成研修』を開催(市町村社協で県内初)
	『小地域福祉活動推進研修会(現 小地域福祉セミナー)』を開催
	『父と子の暮らしに関するアンケート調査』の実施
平成 15	ホームヘルプサービス利用者に対する『バースデイプレゼント贈呈事業』の実施
	菅沼・坂下地区が『静岡県小地域福祉教育推進事業モデル地区』に指定(～平成 16 年度)
	『創造的な学習・ふくし塾』の開催
	『福祉教育のつどい』を開催
	『第二の人生・しあわせ探し応援講座』を開催

年度	沿 革
平成 16	<p>本会の福祉サービスに対する「苦情解決体制」を整備</p> <p>『ホームヘルパー養成研修2級課程』を開催(～平成 17 年度)</p>
平成 17	<p>小山町初の小地域福祉推進組織として『菅沼・坂下地区ふれあい委員会』が設立</p> <p>町福祉教育実践校第 2 期校に足柄小学校及び須走小学校を指定(～平成 18 年度)</p> <p>シニア男性対象『お父さんのための生活科教室』を開催</p> <p>民族打楽器による介護予防プログラム『ドラミング体験教室』を開催</p> <p>歳末たすけあい要援護世帯激励金配分に伴う「申請方式」を導入(県内初)</p> <p>中学生対象の『赤い羽根共同募金セミナー』を開催(～平成 19 年度)</p> <p>『第2次小山町地域福祉活動計画(実施期間:平成 18～22 年度)』を策定</p>
平成 18	<p>『介護予防支援業務』を実施(町から受託)</p> <p>小山町地域包括支援センターの新設に伴い関連職種職員を町行政に派遣(単年度)</p> <p>『心配ごと相談員・相談援助技術研修会』を開催</p> <p>本会ホームページを開設</p> <p>『ふくしの参観日』を開催</p> <p>『第 33 回国際福祉機器展 2006』見学ツアーを開催</p> <p>地域福祉推進事業部門職員の職名を『地域福祉プロデューサー』に変更(全国初)</p>
平成 19	<p>公益通報者保護にかかる「外部通報窓口」を設置(町社協で県内初)</p> <p>『おやま福祉機器フェア 2007』を開催</p> <p>『福祉専門職スキルアップ研修』を開催</p>
平成 20	<p>法人認可から 25 周年を迎える</p> <p>町民参加型・地域福祉課題啓発演劇公演『作品名:あんときのライスカレー』を開催</p>
平成 21	<p>静岡県知事指定・障害者自立支援法における『就労継続支援B型事業(ワークホーム・アップル)』を開始</p> <p>赤い羽根共同募金活用『協働企画体験講座』の開催</p>
平成 22	<p>台風9号豪雨災害に伴う『小山町災害ボランティア本部』開設(ボランティア 1,900 人受入)</p> <p>『第3次小山町地域福祉活動計画(実施期間;平成 23～27 年度)』を策定</p>
平成 23	<p>『住民参加型福祉サービス』新規立ち上げに向けたプロジェクトチームを設置</p> <p>カフェ・ボム(小山町役場1階)をオープン</p>
平成 24	<p>東日本大震災の被災市町社協支援にかかる職員派遣(実派遣人数 2 名、延 32 日)</p> <p>生活福祉資金貸付相談員を配置</p> <p>福祉版・女子力アップセミナーの開催</p> <p>シニア対象『ケータイ教室』の開催</p> <p>全社協『介護サービス経営診断』の受診(市町社協では県内初)</p>
平成 25	<p>役職員対象『経営課題研修会』を開催</p> <p>住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー ♪”を開始</p> <p>婚活・婚育支援事業を展開(平成 27 年に町行政へ移管)</p>

年度	沿 革
平成 25	賀茂郡西伊豆町及び京都府福知山市での災害発生にかかる職員派遣
	法人認可から 30 周年を迎える
	須走地区の雪害に伴う『雪害被害世帯生活支援センター』開設(ボランティア 503 人受入)
	『第1次法人経営改善計画(実施期間;平成 25～29 年度)』を策定
平成 26	生活困窮者自立促進支援モデル事業の受託(県社協を含むコンソーシアム方式による)
	レクリエーション・リーダー養成研修の開催
	町民食堂ごちそうさん(小山町役場地階)をオープン
平成 27	『地域福祉活動情報紙・つながり』を創刊
	生活困窮者自立促進支援事業の実施(自立支援相談事業、学習支援事業)(県から受託)
	『第4次小山町地域福祉活動計画(実施期間;平成 28～31 年度)』を策定
平成 28	介護予防・日常生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター」を配置(町から受託)
	「居場所づくり養成講座」及び「生活支援サービス養成講座」を県社協と共催
平成 29	高齢者向け配食サービス“おまち堂”を開始(社会福祉法人寿康会との協働による)
	総合事業にかかる「訪問型サービスA事業」を開始(小山町指定事業)
	みんなのシアワセ懇談会の開催
平成 30	生活困窮者自立促進支援事業の実施(家計相談支援事業)(県から受託)
	西日本豪雨災害に伴い静岡県災害派遣福祉チーム登録員として職員を岡山市倉敷市へ派遣
	小山町社会福祉法人等施設事業所連絡会を開催(令和元年度～/おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議へと移行)
	小山町福祉・介護人材実態調査の実施
令和元	生活困窮者自立促進支援事業の実施(一時生活支援事業)(県から受託)
	運転免許自主返納者等サポート事業への加盟
	県境地域対象「移動販売」の実施(社会福祉法人富岳会との連携)
	おやま・福祉のお仕事見学ツアーを開催
	台風 19 号災害に伴う『小山町災害ボランティアセンター』開設(ボランティア 438 人受入)
	ふじみ Academy の開催
	市民後見人養成講座の開催
	法人後見事業を開始
『第5次小山町地域福祉活動計画(実施期間;令和2～6年度)』を策定	

出典:社会福祉法人小山町社会福祉協議会事業報告書抜粋(令和2年1月10日現在)

第3章 計画の基本的な考え方

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、制度の狭間の問題や複合的な課題等、当事者のみの問題ではなく家族を含む地域全体の問題としてとらえ、高齢者、障がい者、児童福祉等の区別なく、生活困窮、ひきこもり、住まい、社会参加・就労等様々な視点から、多機関の協働による包括的支援体制の構築を共通して重点的に取り組みます。また、住民に身近な地域を核とし、住民が主体的に問題を把握し解決を試みるためのしくみを構築するため、下記の3項目を基本視点とします。



基本視点1・・・福祉の人づくり

【人間力】

- ① 思いやりの心を育てる
町、地域、学校、社会福祉協議会等が協働で、地域の中で共生していこうという思いやりの心を育てます。
- ② ボランティアの輪を広げる
情報提供や担い手の発掘・育成等、効果的なコーディネート体制を構築し、ボランティアの輪を広げます。
- ③ 住民参加の活動を支える
相互扶助機能を有するコミュニティを築き、一人ひとりが主体的に行う住民参加の活動を支えます。

基本視点2・・・共生の地域づくり

【地域力】

- ① 地域の実情に応じた取り組みを進める
地域に密着した地域福祉活動組織を支援し、地域の実情に応じた取り組みを進めます。
- ② 人にやさしい地域環境を整える
地域ぐるみの子育て、健康や介護予防活動、防災、防犯活動などにより、地域コミュニティの活性化につなげ、地域の中で問題を把握し解決を試みることができるよう、地域での支え合いを支援し、人にやさしい地域環境を整えます。
- ③ 権利擁護の体制づくりを進める ～～ 成年後見制度利用促進基本計画 ～～
判断能力が十分でない方の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるように、権利擁護の体制づくりをすすめます。

基本視点3・・・福祉の基盤づくり

【福祉力】

- ① サービスを利用しやすい仕組みをつくる
関係機関や団体等による相談体制を充実させ、福祉サービスや制度を利用しやすい仕組みをつくりまします。
- ② 地域福祉の組織化を進める
地域を構成する様々な団体との情報交換や協働により、地域福祉の組織化を進めます。
- ③ サービス提供力を高める
住民参加型福祉サービス等の開発や展開を通じ、サービス提供力を高めます。
- ④ 社会福祉協議会の基盤を強める
社会福祉協議会の基盤を強め、連携して複数課題を抱える家庭や制度間等の問題に対し、多機関の協働による包括的支援により断らない相談を実現させるとともに、地域のバックアップ体制を構築します。

第4章 基本計画

※この章では、「第3章 計画の基本的な考え方」を受け、3つの基本視点ごとに基本目標を示すとともに、数値を定めた目標（指標）を設定し、あわせて施策や事業について、主な実施主体と区分を定めています。

※主な実施主体

- 【町】：行政が主に担う取り組み
- 【社協】：社会福祉協議会が主に担う取り組み
- 【町民】：町民が主に担う取り組み（団体、企業等を含む）
- 【町・社協】：行政と社会福祉協議会の協働ですすめる取り組み
- 【社協・町民】：社会福祉協議会と町民が協働ですすめる取り組み
- 【町・社協・町民】：行政と社会福祉協議会と町民が協働ですすめる取り組み

※区 分

- 【継続】：これまでも取り組まれているもの
- 【拡充】：これまで取り組まれているが、内容等について充実するもの
- 【新規】：新たに取り組むもの

※例

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
〇〇〇〇数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇〇〇
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 【目標（指標）】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 現状値の算出年度は目標（指標）により異なる </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 計画推進最終年度 </div> </div>			
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇 〇〇〇・・ ・・〇〇〇。			【町・社協】
			【拡充】
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 主な実施主体 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 区 分 </div> </div>

第1節 福祉の人づくり《人間力》

1 思いやりの心を育てる

人としての多様性を認め合いながらも共に生きる意識の醸成、思いやりや支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育活動のほか、高齢者等と児童を中心とした世代間交流など、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて福祉について学び、共に育む地域づくりを推進します。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
認知症サポーター	2,524人 (平成30年度)	3,700人	認知症サポーター養成講座の延受講者数

□ 地域を基盤とした啓発活動の展開

行政や社会福祉協議会等が主催する社会福祉大会、健康フェスタ、ふれあい広場などの事業を通じて、福祉教育や食育等の重要性と役割について認識を深める啓発活動をすすめていきます。 また、町民相互の啓発活動を展開し、主体的に問題を把握し解決を試みるための意識の高揚を図ります。	【町・社協・町民】	【拡充】
--	-----------	------

□ 福祉教育の推進及び人材育成

児童と高齢者等の繋がりや絆をつくるため、幼少期から気持ちを育めるよう福祉教育の推進をすすめていきます。	【町】	【拡充】
静岡県社会福祉協議会（静岡県社会福祉人材センターを含む）や福祉介護系施設・事業所と連携し、小山町内の小中学校や地域等における啓発講座やセミナーを開催するためのプログラムの開発に取り組みます。	【町・社協・町民】	【拡充】

□ 人権啓発事業の推進

人権尊重の意識を高めるため、児童・生徒から大人を対象としたさまざまな人権教育の充実を図るなど、人権啓発を進めます。	【町・社協】	【継続】
---	--------	------

□ 認知症サポーター養成講座の開催

児童・生徒から大人を対象として行ってきた「認知症サポーター養成講座」について、多様な場所や機会を通じて開催し、地域ぐるみで認知症に対する意識啓発を図っていきます。	【町・町民】	【継続】
---	--------	------



2 ボランティアの輪を広げる

町民や地域の力を地域福祉推進のための資源・原動力として積極的にとらえ、地域への主体的な参加を促進します。また、社会福祉協議会や教育委員会におけるボランティアセンター機能をより充実させながら、必要な情報提供、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結び付ける効果的コーディネート体制の構築、活動メニューの充実など、ボランティア活動への参加をしやすい体制・条件整備に努めます。

さらに、NPO等の地域活動団体、住民参加による支えあい活動等の育成及び支援をすすめるとともに、シニア世代など、これからの地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、活動につなげるための仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
「地域福祉のためのボランティア活動等に、進んで参加したい」と回答する町民の割合	38%	42%	町民アンケート
全中学生数に占めるボランティア登録数の割合	52.6% (H30実績)	60%	教育委員会ボランティアセンターへの登録者
ボランティア団体登録数	25団体	27団体	社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体

□ 健康づくり等の人材育成

様々な団体と連携するとともに、シニア世代の潜在能力を活かしながら、健康づくりのリーダーや介護予防関連ボランティアの人材を育成します。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 各世代にあった体験・講座プログラムの開発

様々な世代の町民が参加できるよう、多種多様な実践講座や体験プログラムにより、福祉啓発やボランティアの育成に努めていきます。また、障害当事者団体等の行事を活動の場として設定できるよう配慮するなど、ボランティアの活動の場を提供していきます。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 講座や研修会等への参加

自らが持つ可能性を引き出すために、様々な講座や研修会に積極的に参加し、地域の課題は地域で解決できるよう試みていきます。	【町民】	【拡充】
---	------	------

□ 身近な地域におけるボランティア活動への参加を推進

身近なところでできる「ちょいボラ（少しの時間と身近な場所で行うことができるボランティア）」を推進していきます。また、活動中の不慮の事故などに備えて、ボランティア活動保険や行事用保険への加入を心掛けます。	【町民】	【拡充】
ボランティアを必要とする方とのマッチング等により、身近なボランティアの活動の場の確保や活動支援を行います。	【町・社協】	【拡充】

□ 災害ボランティア・コーディネーターの育成

地域での防災活動を担う自主防災組織や社会福祉協議会と連携した災害ボランティア・コーディネーターの人材育成等のため、災害対応研修会を開催していきます。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 「ボランティア休暇制度」導入の推進

町内企業や事業所が、働き方改革等の一環として「ボランティア休暇制度」を導入できるよう、ボランティア活動の機会を提供するとともに、各企業や事業所に制度の導入を働きかけます。	【町・社協・町民】	【新規】
---	-----------	------

3 住民参加の活動を支える

世代間交流の一層の推進を図るとともに、社会福祉協議会が展開する身近な地域福祉活動や、民生委員・児童委員の活動など、生活課題を抱えながら地域で暮らす一人暮らし高齢者や障がいのある人等を、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。また、中心的な役割を担うことができる人材を発掘、育成、支援することもあわせて必要となります。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合	33%	50%	町民アンケート
「みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	36%	50%	町民アンケート
おやま健康マイレージのポイント交換延人数	2,557人 (H30年度)	3,000人	おやま健康マイレージでポイント交換をした人の延人数

□ 家族介護者を地域で支援していくための環境づくり

在宅で高齢者や障がいのある人を介護している家庭の暮らしを地域の互助により見守っていくとともに、行政や社会福祉協議会等が行う様々な事業を周囲の人たちに伝えていきます。	【町民】	【継続】
--	------	------

□ 地域コミュニティの活性化

地域のリーダーを育成していくために、知識や経験を後進に伝えていくとともに、誰もが安心して暮らしていける自主的なコミュニティ活動を進めていきます。	【町民】	【拡充】
地域が地域の中で問題を把握し解決を試みることができるよう、多機関との協働で研修会等を開催し、地域のリーダー育成を行うとともに、複雑な問題等へのバックアップ体制を構築します。	【町・社協】	【拡充】

□ ふれあい茶論をより気軽に参加できるようにするための体制づくり

ふれあい茶論をより気軽に声を掛けあって参加できて楽しめるものにします。また、区や民生委員・児童委員と連携して、多くの高齢者の参加を進めます。	【社協・町民】	【拡充】
--	---------	------

□ おやま健康マイレージ制度の活用による地域コミュニティの活性化

健康マイレージ制度を活用し、ボランティア活動など、地域活動と連携した多様な活動メニューを紹介し、若年層からの地域社会活動への参画、運動習慣の定着を推進するほか、健康や介護予防につながる活動を行う元気高齢者を増やすことで、地域コミュニティの活性化につなげ、地域で支え合う体制づくりを構築します。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 健康づくりの拠点としての健康福社会館の有効活用

健康福社会館を、若者や子育て層から高齢者、障がいのある人まで、多世代の健康づくりの場として活用していきます。	【町・町民】	【継続】
--	--------	------

□ 高齢者の生きがい活動の促進

シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労の拡大に努めます。	【町】	【拡充】
シニアクラブの文化事業や健康づくり事業を支援し、多くの高齢者が交流の場に参加し、生きがいの創出を図ります。	【町・社協】	【継続】
高齢者が交流の場に参加しやすくなるように、利用しやすい交通手段を確保します。	【町】	【拡充】

第2節 共生の地域づくり《地域力》

1 地域の実情に応じた取り組みを進める

地域の実情に応じた取り組みを進めるためには、まず地域の姿やそこに潜む課題、要望などを的確に把握する必要があり、子どもや外国人を含め、町民の声に積極的に耳を傾けることが求められます。世代間交流や見守りなど、地域福祉活動の必要性について、各地域の関係者や住民の皆さんとの話し合いを重ねながら、共通認識を持つことが大切です。

地域の身近な課題の解決に向けて、行政、社会福祉協議会、町民、関係機関がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりを目指します。

このため、住民に身近な圏域として町内40の行政区を基本とした地域の実情に応じた圏域において、住民が主体的に問題を把握し、解決を試みる体制づくりを進め、町及び社会福祉協議会は、その他の機関を含めた多職種連携及び各種計画で定める圏域との連携により、住民に身近な圏域のバックアップ体制を構築します。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
「町民が地域で互いに支え合っ て暮らしている」と回答する町 民の割合	53%	55%	町民アンケート
居場所の登録箇所数	20か所	50か所	町に居場所として登録して いる箇所数
民生委員・児童委員の相談支 援件数	625件 (平成30年度)	650件	民生委員・児童委員が対応し た年間相談延件数

□ 地域のことについて話し合う場づくり

町民の主体的なまちづくりや支え合い活動を活性化させるため、区 等の役職に関係なく、誰もが気軽に集まって、自分たちの地域のこと について考え、生活の基本的なルールづくりなど自由に意見交換でき る場や機会を提供します。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 公共施設等の有効活用

公共施設や地区公民館、空き店舗や余裕教室などを地域福祉活動の拠点として有効に活用します。	【町・町民】	【拡充】
--	--------	------

□ 身近な地域生活課題を相談し、解決できる仕組みづくり

地域で抱えている生活課題等について、区長や班長、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会、関係機関等に相談するなど、いち早く解決の糸口を見つけ出せるよう、日頃からの関係づくりに努めます。さらに、対応した案件を地域課題としてとらえ、小地域における助け合い活動に発展できるよう支援します。	【町・社協・町民】	【新規】
町民は、自分たちの暮らす地域をより良い地域にするため、様々な自主的な取り組みを行います。	【町民】	【新規】
地域福祉コーディネーターを配置し、既存の団体等と連携して町民が自主的な活動を行えるよう支援します。また、研修等を実施するほか、諸問題への相談に応じるなどのバックアップ体制を構築します。	【町・社協】	【新規】
相談支援包括化推進員を配置し、高齢者、障がい者、児童福祉等の区別なく、既存の相談機関で情報共有を図ることで、複合的な問題等は、どこに相談しても多機関が協働で、断らない相談支援を行います。	【町・社協】	【新規】

2 人にやさしい地域環境を整える

小山町では、平成22年9月に発生した台風9号による豪雨災害、平成26年2月の雪害、令和元年10月の台風19号による豪雨災害の際、人的被害はありませんでしたが多くの町民が被災しました。震災を含めた大規模災害発生時には多くの人たちが避難所等において不自由な生活をしいられ、プライバシーが確保されないなど、厳しいものといえます。

このような大規模災害時に備え、行政、社会福祉協議会、関係機関、町民等が一体となり、様々な取り組みを進めていくことが引き続き求められています。

民生委員児童委員協議会が展開している「災害時一人も見逃さない運動」や区長会や自主防災組織等の協力のもと行う「災害時要支援者名簿の整備・効果的な活用」についても、町行政や関係機関等が協働して重点的に取り組んでいきます。

また、消費者被害を未然に防ぐため、地域や学校、高齢者への消費者教育の推進と体制づくりが必要となっています。

子育て経験の乏しい保護者が悩みを抱え、孤立しないためにも、相談支援体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支える環境を整えていく必要があります。

これら地域ぐるみの子育て、防災、防犯活動などを含め、健康で、安全で、安心して生活できる環境づくりを町民とともに進めていくことが求められています。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の財産や権利を保護する体制づくりの推進が必要となり、後見人の育成等、成年後見制度の普及、利用の促進が求められています。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合	65%	80%	町民アンケート
小山町消費生活センターへの相談及び情報提供件数	179件 (平成30年度)	200件	小山町消費生活センターの周知及び未然防止の啓発活動を行うことで、町民が気軽に相談できる体制の整った度合いを相談件数として示す。
「安心して子どもを生き育てる環境が整っている」と回答する町民の割合	45%	50%	町民アンケート

お達者度	男性 17.18年 女性 21.65年 (平成28年度)	男性 17.91年 女性 22.21年 (令和3年度)	65歳から元気で自立して暮らせる期間(要介護2～5の認定を受けていない期間)
「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合	23%	50%	町民アンケート
福祉総合相談事業における相談対応件数	312件 (平成30年度)	325件	小山町社会福祉協議会が対応した福祉総合相談対応件数
地域防災訓練参加者数	6,406人	6,500人	各自主防災会が主体となって実施する地域防災訓練に参加した人数

□ 消費生活被害防止のための取り組み

啓発パンフレットの配布、広報紙・同報無線など、情報発信による意識啓発の強化に努めます。	【町】	【継続】
消費者一人ひとりが自己責任の考え方に立って自主的に合理的な消費行動のできる「賢い消費者」についての情報提供と自己啓発に取り組みます。	【町・社協・町民】	【継続】
消費者被害にあう確率の高い一人暮らし高齢者等に対し、ふれあい茶論やシニアクラブの活動等を通じて、地域ぐるみの見守りができるよう取り組みます。	【町・社協・町民】	【継続】



□ 障がいのある人の社会参加の促進及び地域で支える仕組みづくり

ノーマライゼーションやバリアフリーの正しい知識や情報を提供する等、啓発・広報活動の充実を図ります。	【町】	【継続】
障がいを持つ人たちが、自立した暮らしが送れるよう、挨拶、家事、調理、健康管理など日常生活や仕事をするうえで必要な支援体制を構築します。	【町・社協・町民】	【拡充】
自主防災組織と連携し、障がいのある人等の支援を充実させ、安全・安心対策の充実を図ります。	【町】	【継続】
手話奉仕員養成講座や手話通訳者派遣事業等の在宅福祉サービスの向上を図ります。	【町】	【継続】
役場本庁舎の「町民食堂ごちそうさん」や「カフェ・ポム」で、障がいのある人が継続して働けるよう、利用を促進します。	【町・社協】	【拡充】
障がいのある人の雇用促進に取り組みます。	【町・町民】	【継続】
町内の企業等を訪問し、就労支援施設のPRや、柔軟な雇用形態の促進、企業と障がいのある人のマッチングを行います。	【町・社協】	【継続】
社会福祉法人等との連携による相談窓口を設置し、就労支援等障がいのある人が不安のない生活を送れるように努めます。	【町】	【拡充】
就労支援施設等で製作された自主製品の販売場所の提供や購入を拡大することにより、就労支援施設との交流を深めます。	【町・社協・町民】	【拡充】
行政機関や企業・商店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を認め合いながら、共に暮らせる地域社会づくりをすすめます。	【町・社協・町民】	【拡充】



□ 子育てしやすい環境の整備

家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組みます。また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会全体で家庭教育を支援します。	【町・町民】	【継続】
「こども園待機児童なし」を目指します。	【町】	【継続】
保育ニーズの増加への対応のため、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、放課後児童クラブ等の整備をすすめます。	【町】	【拡充】
ファミリー・サポート・センターの受託会員養成講座等へ積極的に参加します。	【町民】	【拡充】
民間事業者と連携し、子育てにやさしい自治体としてのPRに努めるとともに、子育てサービスを実施します。	【町】	【拡充】
高齢出産のリスクなど、妊娠出産等に関する正しい知識を持ってもらうため、高校生や若者に対する教育・啓発活動を推進します。	【町】	【継続】

□ 児童虐待防止の啓発や働きかけ・相談体制の強化

広報による町民への啓発を通じて、児童虐待を早期発見・早期解決するために、関係機関・団体等との情報共有や連携を強化していくとともに、児童虐待問題に関する一層の意識高揚に努めます。	【町・町民】	【拡充】
日常的に関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。	【町・社協】	【拡充】

□ 防災体制の充実

広報活動や各種防災訓練により、普段から自助・共助を中心とした災害に対する備えをするよう防災意識の啓発を行います。	【町・町民】	【継続】
災害時に特に配慮を要する災害時要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を適切に行うとともに、町は自主防災組織、民生委員児童委員と連携し、避難行動要支援者に対する個別計画等の作成を推進します。	【町・町民】	【拡充】

□ 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害等発生時に、被災地の円滑な復興を図るため、関係機関やNPO等と連携しながら、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 町民と消防関係機関等が連携した快適生活の確保

町民の安全で快適な生活を確保するために、町民一人ひとりの消防・救急に対する意識の醸成に努めます。	【町・町民】	【継続】
--	--------	------

□ 高齢者にかかる交通事故防止の取り組み

<p>高齢者の認知能力・運転能力の低下に伴う交通事故を防止するために、シニアクラブや区及び警察署等が連携した情報提供、交通安全教育の充実を図るとともに、公共交通機関やデマンド交通の利用促進に努めます。</p>	<p>【町・社協・町民】</p>	<p>【継続】</p>
<p>高齢者が、安心して運転免許を返納できるよう、運転経歴証明書交付手数料助成事業を推進するとともに、運転免許自主返納者等サポート事業（事業主体；静岡県警）に加盟し、各種サービスを提供していきます。</p>	<p>【町・社協】</p>	<p>【継続】</p>
<p>高齢者の安心・安全な運転を支援するため、「後付けできる運転サポート装置」の購入・設置に対する助成制度の導入を検討します。 また、夜間における高齢者の歩行を支援するための反射材の着用等を推奨します。</p>	<p>【町】</p>	<p>【新規】</p>

□ 自殺対策の効果的な展開

<p>「ゲートキーパー養成講座」の開催や「ココロの健康相談」をはじめとする自殺対策の効果的な展開を視野に入れた支援を行います。</p>	<p>【町・町民】</p>	<p>【継続】</p>
---	---------------	-------------

3 権利擁護の体制づくりを進める

～～ 成年後見制度利用促進基本計画 ～～

地域共生社会の実現に向けた包括的支援の実施に当たっては、専門職をはじめとする関係者が、本人を中心として「伴走」する意識を持ち、本人の意思を丁寧にくみ取って自己決定を支援することが必要です。

特に、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人が、本人の意思が反映され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるために、財産や権利を擁護する体制づくりの推進が求められています。

このため、日常生活自立支援事業の認知度向上、成年後見制度の普及・利用の促進、市民後見人の育成に取り組めます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
市民後見人、生活支援員又は後見支援員として活動している人数	—	3人	市民後見人候補者名簿登録者のうち、活動している人数

※ 生活支援員：日常生活自立支援事業に関する支援員

※ 後見支援員：小山町社会福祉協議会が実施する法人後見業務に関する支援員

□ 地域づくりの観点を踏まえた権利擁護関連事業の推進

判断能力に不安がある人への金銭管理や書類預かり等の「日常生活自立支援事業」を実施します。	【社協】	【継続】
犯罪を犯してしまった者等への社会復帰支援等、保護司や協力雇用主会等との連携により、権利擁護に配慮した支援を実施します。	【町・町民】	【拡充】

□ 権利擁護のための取り組み

成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発を行います。	【町・社協】	【拡充】
高齢者、障がい者、子ども等への虐待、DV、いじめ等の防止に関する普及啓発活動の推進、関係機関の横断的なケース会議を開催します。	【町・社協】	【継続】
専門職の知見を利用しながらチームが活動できる体制を構築します。	【町・社協】	【新規】
他自治体との連携を視野に入れながら検討し、地域連携ネットワークを構築します。	【町・社協】	【新規】

高齢者、障がい者等の権利擁護に関する総合的な支援事業（権利擁護支援センター事業）を実施します。	【町・社協】	【新規】
成年後見町長申立を活用し、成年後見制度を利用促進します。	【町】	【拡充】
成年後見町長申立による成年後見制度の利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成します。	【町】	【継続】
社会福祉協議会が実施する法人後見事業の充実のため、後見支援員に関する人件費の一部を助成します。	【町】	【新規】
市民後見人養成講座を定期的実施します。講座修了者のうち、市民後見人、生活支援員又は後見支援員として活動する意思がある方には、実地研修を実施し、市民後見人候補者名簿に登録します。 また、市民後見人候補者名簿に登録されている方を対象に、フォローアップ研修を実施します。	【町・社協】	【継続】

※ チーム：

本人の意思や状況を継続的に把握しサポートするため、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者により組織されたチーム

※ 地域連携ネットワーク：

チームに対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うために専門職団体や関係機関が連携を強化し、専門職団体や関係機関が各々自発的に協力する体制

第3節 福祉の基盤づくり《福祉力》

1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる

引き続き町行政が積極的に取り組むべき課題は、利用者が自らの身体状況や生活状況に最も適合するサービスを選択し、利用できる基盤を整備することです。

情報提供については、必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報化時代に対応した多様な提供・発信方法の充実を図り、情報を自ら得ることが難しい人にも配慮した、利用者の視点に立った情報発信のしくみを構築していきます。

また、利用者の適切なサービス選択を支援するとともに、事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報の公表や第三者評価制度を推進します。

さらには、福祉サービスに関する苦情に対応し、解決につなげる仕組みづくりや、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、弱い立場になりがちな町民の権利を擁護する仕組みの充実など、セーフティネット機能の整備に取り組めます。

そして、経済的な家庭事情等により、就労につながりにくい人たちのために、生活困窮者自立相談事業等の情報提供や利用に向けた支援を行います。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
ふれあい茶論運営協力委員のうち65歳未満の登録者数	35人	40人	ふれあい茶論運営協力委員のうち65歳未満の登録者数
ファミリー・サポート・センターにおける協力会員数	38人	45人	ファミリー・サポート・センターに登録している協力会員数

□ 相談支援機関等の連携

地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業生活支援・相談センター及び障害者相談支援事業所等による相談、情報提供、助言、連絡調整、地域のネットワークづくりを積極的にすすめていきます。	【町・社協】	【拡充】
民生委員・児童委員、福祉施設、医療機関、学校、警察など、あらゆる関係機関との連携を強化し、他機関の協働により支援が求められる個々のケースに適切に対応します。	【町・社協】	【拡充】

□ 地域包括ケアの推進

小山町高齢者保健福祉計画等に基づき、地域ケア会議の充実、総合的な相談支援の実施、地域包括ケアのネットワーク構築を推進します。	【町・社協】	【拡充】
認知症サポーターの養成や認知症相談の実施とともに、認知症ケアパスの作成・運用、認知症初期集中支援チームによる支援の実施等、認知症対策を推進します。	【町】	【継続】
在宅医療・介護連携事業を推進します。	【町・社協】	【拡充】
福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、制度の狭間の問題や複合的な課題等、当事者のみの問題ではなく家族全体の問題として、他機関との協働による支援体制を推進します。	【町・社協・町民】	【拡充】

□ 相談体制の整備・強化

相談員の資質向上を図るため、相談援助技術に関する研修参加の機会を設けるとともに、相談開設日以外における日常的な相談体制を整備するため、職員研修を強化するとともに、相談機関の連携を図り、断らない相談を実践します。さらに、相談希望者の利便性やプライバシー保護等を考慮し、定期相談日における電話相談の利用についても積極的に周知していきます。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 高齢者の孤立防止の推進

社会福祉協議会と連携し、緊急通報体制整備事業やふれあい茶論、配食サービスを通じ、高齢者の孤立防止に取り組むとともに、介護予防の充実を図ります。	【町・社協・町民】	【拡充】
---	-----------	------

□ 地域における問題発見機能の強化

<p>自分で問題を抱え込まずに相談するよう、日頃から相談機関の連絡先等を把握しておくよう心掛けます。地域の人が虐待、DVなどで権利を侵されないよう、声かけ、見守りなどを行い、心配だと感じた時は行政の担当窓口や警察署等に連絡します。介護や日常生活に支援の必要な人がいる場合は、町行政や関係機関に相談します。</p>	<p>【町民】</p>	<p>【継続】</p>
<p>住民に身近な圏域において、地域住民が主体的に地域の問題を発見し、地域住民も町行政や関係機関に相談し易い環境を構築します。</p>	<p>【町・社協・町民】</p>	<p>【新規】</p>

□ 介護予防・日常生活総合事業の実施

<p>関係機関等の連携を強化し、情報共有を図り、住民の個別の課題や地域の課題の拾い出しや解決策の検討を行い、生活支援コーディネーターを調整役とし、町民や各種団体、ボランティア等と連携協働で問題解決を図ります。</p>	<p>【町・社協・町民】</p>	<p>【拡充】</p>
--	------------------	-------------

□ 生活困窮者支援のための相談支援の充実（生活困窮者自立支援方策）

<p>経済的な面などで生活に困難を抱えた人に対する自立に向けた相談も、他の問題を抱えていないか等、複合的な課題を想定し、相談支援体制を充実します。また、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業などについても、関係機関と連携しながら支援を行います。また、NPO法人等との連携によるフードバンクやフードドライブ等の食糧支援事業についても推進していきます。</p>	<p>【町・社協】</p>	<p>【拡充】</p>
---	---------------	-------------

2 地域福祉の組織化を進める

地域福祉の担い手は住民一人ひとりであり、それぞれが自主的に活動を進めることが大切です。その活動は個人活動や団体活動など多岐にわたり、それぞれのできる範囲で活動が展開されています。

その一方で、一個人や一団体では取り組めなかったり、同じことを別々に取り組んでいたなどの状況がみられます。連携、協働の取り組みによって、できないと思っていたことが可能になり、より大規模に、よりきめ細かく活動するなどの効果が期待できることから、地域福祉の組織化を進めていく必要があります。

連携・協働の対象は住民だけではなく、民生委員・児童委員をはじめとする各種委員、事業者、学校、地域組織、関係機関など、地域を構成するさまざまな機関との連携・協働が必要です。そのためには、お互いの持つ機能を熟知し、情報交換をしながら、共に取り組めることは何なのか、具体的にどう取り組めばよいのかを検討していく必要があります。また、医療、福祉、保健分野の連携も欠かせません。

このことから、地域福祉コーディネーターを配置し、行政と社会福祉協議会は連携しながら、地域福祉を推進する資源となるボランティア、NPO等の地域活動団体、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等のネットワークづくりに取り組みます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議構成法人数	17法人等	20法人等	おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議構成法人等の組織数
複数法人連携による生活支援サービス事業数	2事業	4事業	2以上の法人が連携して実施している生活支援関連サービス事業数

□ 地域支援ネットワークづくり

民生委員・児童委員等との連携により、高齢者のみならず、子育て、生活困窮、ひきこもり、住まい、社会参加・就労等様々な地域課題の実態把握及び多機関による協働支援に努めます。	【町・社協・町民】	【拡充】
地域包括支援センターや事業所や商店等と連携し、高齢者見守りネットワークの機能強化を図り、高齢者の異変に迅速に対応できる体制をさらに強化していきます。	【町・社協・町民】	【継続】

□ 地域福祉関係団体の連携強化

地域福祉に取り組む団体が一堂に会し情報交換等を行えるような場を、社会福祉協議会と連携して設けます。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 在宅医療・介護関係団体等による連携・機能強化

現在の多様化した福祉課題を解決していくためには、医療・保健・福祉分野の各種関係団体の連携を強化し、よりよいサービスを住民に提供していきます。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 住民組織の活性化と連携強化

各種地域団体や当事者団体の活動に眼を向けながら、自らが所属する団体やグループが、他の団体や組織と連携・協働して取り組めることがないか検討していきます。	【町民】	【拡充】
各種地域団体等が主体的な活動を行えるよう、他機関協働による支援体制を構築します。	【町・社協】	【拡充】

□ 福祉以外の様々な分野との連携強化

様々な課題を抱える人の就労や活躍の場を確保するため、まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等の福祉以外の分野との連携をすすめていきます。	【町・社協・町民】	【新規】
行政の各部署における連携を推進し、全庁的な取り組みを行う。	【町】	【拡充】

□ 複数事業の一体的取組みのための連携体制の強化

地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制を強化していきます。	【町・社協・町民】	【新規】
---	-----------	------

□ 社会福祉法人等による「地域における公益的な取組」の推進

社会福祉法人等による「地域における公益的な取組」や、企業の「社会貢献事業」を推進するための支援をすすめていきます。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

3 サービス提供力を高める

行政が展開するサービスは、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮世帯等に対する公的制度・施策は契約制度となり、自己負担が求められるなど、大きく変化しています。

こうした公的サービスによる「公助」や制度化された「共助」を進める一方で、自ら努力する「自助」や住民同士が助け合う「互助」が必要であり、それらが互いに補完し合い、隙間なくサービスが提供できる社会を目指す必要があります。

社会福祉協議会には、公的制度やサービスでは提供できない、よりきめ細やかで、町民の持ち味を最大限に生かせる「住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”」や「高齢者向け配食サービス“おまち堂”」「ふれあい茶論」等の事業拡大が期待されています。

また、社会福祉協議会は県知事から指定を受けたサービス提供事業者でもあり、サービス利用者やその家族に親しまれるよう、これまでの実績とノウハウを活かし、前述の制度外サービス等を組み合わせたサービスを提供していくことが今後さらに求められてきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
住民参加型福祉サービス 「オンリー・ユー♪」の延 利用件数	258件 (平成30年度)	275件	社会福祉協議会が実施して いる住民参加型福祉サービ ス「オンリー・ユー♪」の年間延 利用件数
高齢者向け配食サービス 「おまち堂」の延利用件数	2,003件 (平成30年度)	2,060件	社会福祉協議会が他の社会 福祉法人との連携により実施 している高齢者向け配食サー ビス「おまち堂」の年間延利用 件数

□ 利用者の適切なサービス選択の確保

サービスの評価やサービス内容等に関する情報開示等による、利用者の適切なサービス選択の確保を支援	【町・社協・町民】	【継続】
---	-----------	------

□ 介護等従事者の資質向上の取り組み

近隣のサービス事業者や福祉施設従事者のスキルアップを目的とした専門研修を開催し、地域の福祉サービス提供力と資質の向上を図ります。	【社協】	【拡充】
--	------	------

□ サービス提供力の向上にかかる提言

サービスの質が高まるように、サービス内容についての要望や意見をしっかりと伝えるようにします。	【町民】	【拡充】
--	------	------

□ 買い物困難者等に対する移動支援体制の推進

交通手段がない、身体的な事情を抱えているなど、何らかの理由で日常の買い物が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦を含めた子育て世代等を対象に、各種機関・団体及び当事者である町民と連携しながら、買い物支援や福祉有償運送を含む移動支援事業の充実に向けた取り組みをすすめます。	【町・社協・町民】	【拡充】
--	-----------	------



4 社会福祉協議会の基盤を強める

地域福祉の中核的民間組織である社会福祉協議会に対する町民の関心は決して高いとは言えず、社会福祉協議会の存在意義や活動内容について、積極的にPRしていく必要があります。

また、社会福祉協議会の財政基盤は、県や町等からの委託金や補助金、社会福祉協議会会費や寄附金、共同募金助成金等であり、決して強い財政基盤があるとは言えません。社会福祉協議会が地域福祉の推進役として充実した活動が展開できるよう、財源の確保と必要な職員数の確保が課題になっています。限られた財源や人員で、効率的、効果的な事業を進められるよう、職員の資質向上に努めていきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	指標の説明
自主財源の確保	5,550世帯 (平成30年度)	5,565世帯	社会福祉協議会の会員世帯数
理事会及び評議員会の出席率	理事会 93% 評議員会 63%	理事会 96% 評議員会 75%	小山町社会福祉協議会における理事会及び評議員会の年間平均出席率
社会福祉士・介護福祉士及び精神保健福祉士の有資格者数	15人	17人	国家資格である社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している社会福祉協議会の職員数(重複取得している場合は、資格数を算出)

□ 社会福祉協議会に対する支援

社会福祉協議会が、社会福祉法に定められた地域福祉の中核的推進組織として、「先駆的」かつ「きめ細かな」事業を展開できるように、必要最低限の人件費や事業費の補助に努めます。また、社会福祉協議会等と連携した様々な取り組みを積極的に推進します。

【町】

【拡充】

□ 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間にいる人を支援し、不足する社会資源の開発を進め、さらなる地域福祉活動の充実を図るため、社協会費や共同募金及び寄附金などの民間福祉財源、さらに、新たな事業展開などにより、自主財源の確保に努めます。	【社協】	【拡充】
独自性と専門性を兼ね備えた小山町社協らしい地域福祉活動等を一層推進していくために、組織や財政、事務局体制を強化します。	【社協】	【拡充】
町民や企業、関係団体等から寄せられた会費等の財源を有効に活用できるよう、さらなる経費削減と効果的な事業展開に努めるとともに、補助金に頼り過ぎない事業運営に努めます。	【社協】	【拡充】
経営理念のもと、役職員が連携・協働した法人経営に努めます。	【社協】	【拡充】
社会福祉協議会は社会福祉法人という法人格を有している団体です。非営利性・公共性・公益性という特性を兼ね備えていることから、制度や市場原理では満たされないニーズについて、これまで以上に率先して対応していくなど、「地域における公益的な活動」を積極的にすすめていきます。	【社協】	【拡充】
健全で活力ある法人経営に励むとともに、情報公開に努め、法人経営の透明性を堅持します。	【社協】	【拡充】
全職員が専門的知識を有し、積極的な業務遂行やサービス提供が行えるよう、福祉関連資格取得等の自己研鑽を支援します。	【社協】	【拡充】
行政、社会福祉法人、医療法人等と連携し、多機関の協働による包括的支援体制の構築に努めます。	【町・社協・町民】	【新規】

□ 社会福祉協議会に対する理解と支援

地域福祉活動情報紙「つながり」やホームページなどを通じて、社会福祉協議会の活動を理解するとともに、様々な地域福祉活動に参加・協力していきます。	【町民】	【拡充】
---	------	------

第5章 計画の推進に向けて

1 協働により計画を推進する

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、町民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政や社会福祉協議会が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。“おやま「粋活（いきいき）」プラン”は、小山町と小山町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、町民をはじめとする、民生委員・児童委員、区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者と連携し、それぞれの役割のもと、町民参加型の協働によるまちづくりをすすめていきます。

2 計画の進行管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、小山町地域福祉計画・小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画合同推進委員会にて、行政と社会福祉協議会が協働のもと、毎年進捗状況の点検・評価を行います。それ以外にも両計画の合同事務局において、取り組みの実施状況等を日頃から確認していきます。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。



P=PLAN（プラン）

具体的な取り組みや施策等

D=DO（ドゥ）

実行

C=CHECK（チェック）

点検・評価

A=ACTION（アクション）

見直し

第6章 資料編

用語説明

あ

【居場所】

高齢者の居場所（通いの場）とは、「地域の集会所、公共施設、個人宅、空き家、事業所の空きスペース等で、社会参加、生きがいづくり及び介護予防に資することを目的とする高齢者が高齢者同士又は高齢者と各世代間との交流や実情に応じた多様な活動を行う場として集える場」としている。

【運転経歴証明書】

加齢によって自動車の運転が難しくなった人が、自ら申請して有効期限の残っている運転免許証を返納することにより、交付申請を行うことができる証明書のことをいう。

なお、静岡県警察本部では、運転免許自主返納者等の生活支援を目的として、自主返納者等が運転経歴証明書を自治体や店舗などに提示することで、様々な特典やサービスを受けられる「運転免許自主返納者等サポート事業」を運営している。

【NPO】

英語の「Nonprofit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【おやま健康マイレージ制度】

対象は18歳以上の町民と町内在勤者。健康づくり（事業参加や自己申告）、ボランティア活動、催しなどへ参加し。健康マイレージカードに30ポイントを貯めると賞品獲得や特典が得られる。

【おやま福祉介護アライアンス・ネットワーク会議】

小山町内を活動エリアとしている福祉・介護・医療系法人が一同に会し、法人の種別を越えた連携を図りながら、各法人が単独では解決できない地域の福祉課題の解決に向けて、より積極的な社会貢献活動や新たなしくみづくりを模索していく必要があることから、平成29年度に立ち上げられた「法人間連携プラットフォーム」である。

か

【介護福祉士】

「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。同法によると、介護福祉士は「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。

なお、利用者の身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障がいのある人等の生き方や生活全体にかかわることで利用者の暮らしを支え、自立に向けた介護利用者や家族と共に実践することへと変わってきている。

【緊急通報体制整備事業】

65歳以上のひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与する事業であり、N T Tや消防本部等との連携による運用されている。

【ゲートキーパー養成講座】

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことである。それぞれの地域では、実情にあった形でゲートキーパーの養成が積極的に取り組まれており、各地域における受講者は、自殺対策に係るボランティアのみならず、保健医療福祉従事者、区関係者、民生委員・児童委員など、支援の輪は広がっている。

【高齢者向け配食サービス「おまち堂」】

在宅高齢者に対して、栄養改善と見守りを兼ねた配食の提供により、介護状態への進行の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう支援するための高齢者向け配食サービスであり、平成29年度に社会福祉法人である小山町社会福祉協議会と寿康会のコンソーシアムにより運営されている事業である。

【こども園】

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する施設をいう。

さ

【災害ボランティア・コーディネーター】

災害発生時に災害ボランティアセンターにおいて、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチングを行うスタッフをいう。

【児童虐待】

児童の保護者やその周囲の人などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄することをいう。

【シニアクラブ】

全国的には老人クラブと呼ばれており、おおむね 60 歳以上の人であれば加入できる、地域の自主的な高齢者活動グループである。この組織は、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としている。

【市民後見人】

市民後見人とは、親族以外の住民による後見人のことである。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行うものであり、住民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されている。

【社会福祉士】

「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。社会福祉士は、同法第 2 条第 1 項において『社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整、その他の援助を行うことを業とする者をいう。』と位置づけられている。

社会福祉士は、福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。

【住民参加型福祉サービス “オンリー・ユー♪”】

超高齢化や核家族化の進展、ひとり親家庭の増加等により、所得水準を問わず、行政による制度や公的サービスの中だけでは対応しきれない多様な福祉ニーズに対し、町民が主体となり機動力と柔軟性を生かして、地域住民のたすけあいで活動を行う「会員制の有償サービス」である。この事業は、平成 25 年度に小山町社会福祉協議会が県内の町部に先駆けて立ち上げたサービスである。

【就労支援施設】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う社会福祉施設であり、就労継続支援事業所（A 型・B 型）や就労移行支援事業所がある。

【シルバー人材センター】

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた、地域ごとに1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体であり、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人である。就職あっせんのための組織ではない。

【身体障害者手帳】

身体に障がいのある人が、各種制度を利用する際に提示する手帳で、健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書をいう。身体障害者福祉法第15条に基づき、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。援助内容は補装具・義肢の交付など有形のものから、ホームヘルプサービスなど無形のものまで多岐にわたる。

【生活支援コーディネーター】

生活支援コーディネーターは別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。厚生労働省は生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めている。

【精神保健福祉士】

精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神科病院などの医療機関や精神障害者の社会復帰を支援する施設において、社会復帰に関する相談に応じ、日常生活に適應するための訓練や援助を行う。他職者と連携しながら地域や医療機関との橋渡しなども行う。障害者自立支援法が施行され、また司法・教育機関など配置機関が増加したことで、認知度が上昇し、需要が高まっている。

【精神保健福祉手帳】

精神障がいのある人の社会復帰および社会参加の促進を目的とした制度。この手帳を取得することにより、ホームヘルプサービスなどの福祉サービス、税金の控除や公共料金の割引などを利用できる。

【成年後見制度】

成年後見制度は精神上的障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度である。

た

【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支える機関のこと。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等がチームで、高齢者や家族の支援を行っている。

【町民アンケート】

小山町総合計画にかかる意向調査のことをいう。

【DV】

英語の「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称。配偶者や家族、交際相手などの身内から受ける身体・精神・経済的な暴力を指す。

な

【認知症ケアパス】

認知症が疑われる場合、誰が、いつ、どこで、何をしたらよいか等、医療や介護などの提供の流れを示すもの。

【認知症サポーター】

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称である。地域において認知症の方が穏やかに生活するための見守りや環境整備に活躍している。

【認知症初期集中支援チーム】

複数の専門職が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人や高齢者も健常者と同じように、助け合いながら同じ地域で生活するのが当然であるとする考え方。

は

【避難行動要支援者】

災害時要配慮者にうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人をいう。

【ファミリー・サポート・センター】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

【フードバンク】

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体をいう。また、フードドライブは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動である。

【福祉有償運送】

NPO 等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つである。

【ふれあい茶論】

家の中で過ごしがちな高齢者が公民館等で気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる活動をいう。小山町社会福祉協議会が平成8年から実施しており、年間約100回開催されている。

【ボランティア休暇制度】

別名「社会貢献活動休暇」とも呼ばれている。労働者が無報酬で社会貢献活動に参加する場合、それを支援・奨励する目的で、必要な期間について付与される休暇である。

社員のボランティア活動への参加を応援することは、企業の社会的責任への取り組みの一環と捉え、「企業のイメージアップ」や「社員の社外ネットワーク構築」などを通じて成長できるといふ企業側のメリットも大きい。

ま

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

や

【要保護・準要保護の児童生徒】

義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など、一定の援助を行う支援制度を受けている生活保護を必要とする世帯、又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒をいう。

【療育手帳】

知的障がいのある人を対象に交付される手帳。法律で決められた制度ではなく運用は自治体に任せられている。申請場所も児童相談所、市区町村など、自治体により異なるが、介護や福祉のサービスが受けやすくなる仕組みを取り入れているところもある。

策定経過

年	月 日	事 項
令和元年	7月1日	第1回推進委員会及び第1回ワーキング部会 合同会議
	8月1日	第2回ワーキング部会
	11月21日	第3回ワーキング部会
	12月20日	第4回ワーキング部会
令和2年	1月24日	第2回推進委員会
	2月4日～28日	パブリックコメント募集
	3月	第3回推進委員会（書面決議）

※新型コロナウイルス拡大防止の観点から第3回推進委員会は書面議決で実施

小山町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 小山町地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく地域福祉を推進するため、小山町地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 地域及び行政の現状の把握に関すること。
- (4) 計画の改定に向けた課題の整理に関すること。
- (5) その他計画推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

2 推進委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) 社会福祉、保健又は医療に関係する者
- (3) 社会福祉関係事業者
- (4) 地域住民団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には委員長1人及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によって、副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、必要があると認められるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(ワーキング部会)

第7条 計画案の策定及び具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、ワーキング部会を設置することができるものとする。

2 ワーキング部会について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 推進委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年6月28日から施行する。

※ 令和元年度に委員会名称を懇談会に変更する改正を行い、令和2年4月1日から施行する。

小山町地域福祉計画推進委員会ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1条 小山町地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成24年小山町告示第67号）第7条の規定に基づき、ワーキング部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会は、小山町地域福祉計画（以下「計画」という。）案の策定及び具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画案の策定及び計画の推進に必要な資料の収集、調査その他研究に関すること。
- (2) 計画を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) その他計画案の策定及び計画の推進のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキング部会は、部会員20人程度で組織し、次に掲げる機関又は団体等から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 行政機関
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 ワーキング部会には部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長は部会員の互選によって、副部会長は部会長の指名によって定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 ワーキング部会は、必要があると認められるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(守秘義務)

第7条 ワーキング部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 ワーキング部会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

※ 令和元年度に委員会名称を懇談会に変更する改正を行い、令和2年4月1日から施行する。

小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 小山町社会福祉協議会(以下「本会」という。)地域福祉活動計画(以下「計画」という。)に基づく地域福祉を推進するため、小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 地域及び本会の現状の把握に関すること。
- (4) 計画の改定に向けた課題の整理に関すること。
- (5) その他計画推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

2 推進委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) 社会福祉、保健又は医療に係る者
- (3) 社会福祉関係事業者
- (4) 地域住民団体の代表者
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には委員長1人及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によって、副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、必要があると認められるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(ワーキング部会)

第7条 計画案の策定及び具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、ワーキング部会を設置することができるものとする。

2 ワーキング部会について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 推進委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会法人本部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 最初に招集される推進委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成27年1月19日に一部を変更する。
- 4 この要綱は、平成30年7月2日に一部を変更する。

※ 令和元年度に委員会名称を懇談会に変更する改正を行い、令和2年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第7条の規定に基づき、ワーキング部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会は、小山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画（以下「計画」という。）案の策定及び具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画案の策定及び計画の推進に必要な資料の収集、調査その他研究に関すること。
- (2) 計画を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) その他計画案の策定及び計画の推進のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキング部会は、部会員20人程度で組織し、次に掲げる機関又は団体等から本会会長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 本会
- (4) 行政機関
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 ワーキング部会には部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長は部会員の互選によって、副部会長は部会長の指名によって定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 ワーキング部会は、必要があると認められるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(守秘義務)

第7条 ワーキング部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 ワーキング部会の庶務は、本会法人本部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

※ 令和元年度に委員会名称を懇談会に変更する改正を行い、令和2年4月1日から施行する。

推進委員会委員名簿

(順不同/敬称略)

No.	福祉計画	活動計画	団体・機関名	役職名	氏名	備考
	該当号					
1	1号	1号	小山町区長会	会長	山岸 辰雄	副委員長
2	1号	1号	小山町連合婦人会	会長	池谷 靖江	
3	2号	2号	小山町民生委員児童委員協議会	会長(～11/30)	湯山 浩昌	委員長
4	2号		社会福祉法人小山町社会福祉協議会	会長	滝口 正	
5	2号	2号	小山町シニアクラブ連合会	会長	長田 健男	
6	2号	2号	社会福祉法人寿康会	施設長	若林久美子	
7	2号	2号	NPO法人おでかけクラブ	理事長	山本 和子	
8	2号	2号	小山町赤十字奉仕団	委員長	山崎美枝子	
9	2号	2号	小山町保健委員協議会	会長	和田 祐子	
10	3号	3号	小山町議会	文教厚生委員長	佐藤 省三	
11	3号	3号	静岡県御殿場健康福祉センター	次長兼福祉課長	鈴木 隆一	
12	3号	3号	小山町	副町長	杉本 昌一	
13	4号	4号	小山町社会教育委員会	委員長	湯山 久	

任期：平成30年7月4日から令和2年7月3日まで

【凡例】 福祉計画・・・小山町地域福祉計画（行政計画）

活動計画・・・小山町地域福祉活動計画（民間計画）

推進委員会ワーキング部会委員名簿

(順不同/敬称略)

No.	福祉計画	活動計画	団体・機関名	役職名	氏名	備考
	該当号					
1	2号	2号	小山町民生委員児童委員協議会	地域福祉部会長（～11/30） 会計（12/1～）	橋田 輝子	部会長
2	2号	3号	社会福祉法人小山町社会福祉協議会	統括地域福祉プロデューサー	松田 直樹	副部会長
3	3号	4号	小山町	教育委員会 生涯学習課 課長補佐	金子 節郎	
4	3号	4号	小山町	健康増進課 主任保健師	佐藤 浩美	
5	3号	4号	小山町	防災課 主事	小松 優香	
6	3号	4号	小山町	くらし安全課 課長補佐	湯山 宜麿	
7	3号	4号	小山町	シティプロモーション推進課 地域交流室長	岩瀬 貴雅	

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

【凡例】 福祉計画・・・小山町地域福祉計画（行政計画）

活動計画・・・小山町地域福祉活動計画（民間計画）

策定合同事務局職員名簿

(順不同／敬称略)

No.	区分	団体・機関名	役職名	氏名
1	小山町地域福祉計画	小山町	住民福祉部長	小野 一彦
2			住民福祉課長	渡邊 啓貢
3			住民福祉課 福祉班長	長田 孝代
4			住民福祉課 福祉班 副主任	磯貝 壮
5			介護長寿課 主事	吉田 隼人
6			地域包括ケア推進専門監 (厚生労働省から派遣)	谷内 一夫
7			教育委員会 こども育成課 副主任	勝保めぐみ
8	小山町社会福祉協議会	社会福祉法人	常務理事 兼 事務局長	原 秀人
9	地域福祉活動計画	小山町社会福祉協議会	統括地域福祉プロデューサー	芹澤 真澄

おやま^{いきいき}「粋活」プラン

第4次小山町地域福祉計画

小山町社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画

令和2年3月策定

発行 小山町
社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

編集 小山町 住民福祉部 住民福祉課
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
TEL. 0550-76-6661 FAX. 0550-76-4770

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 法人本部
〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山 75-7 健康福社会館 2階
TEL. 0550-76-9906 FAX. 0550-76-9907